

千葉県請負工事設計変更等ガイドライン 新旧対照表

旧	新
千葉県請負工事設計変更等ガイドライン 平成29年10月1日版	千葉県請負工事設計変更等ガイドライン 令和2年10月1日版
<p data-bbox="468 470 1288 520">千葉県請負工事設計変更等ガイドライン</p>  <p data-bbox="744 1234 1012 1285"><u>平成27年4月</u></p> <p data-bbox="655 1325 1101 1375"><u>平成29年10月一部改正</u></p> <p data-bbox="819 1591 937 1642">千葉県</p>	<p data-bbox="1715 470 2534 520">千葉県請負工事設計変更等ガイドライン</p>  <p data-bbox="1982 1367 2249 1417"><u>令和2年10月</u></p> <p data-bbox="2056 1549 2175 1600">千葉県</p>

旧	新
千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 平成29年10月1日版	千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 令和2年10月1日版
目 次	目 次
第1章 目的	第1章 目的
1-1 ガイドラインの目的…………… 1	1-1 ガイドラインの目的…………… 4
	<u>1-2 ガイドライン策定・改正の経緯…………… 4</u>
第2章 設計変更	第2章 設計変更
2-1 設計変更の基本事項…………… 1	2-1 設計変更の基本事項…………… 5
2-2 発注者の留意事項…………… 4	2-2 発注者の留意事項…………… 8
2-3 受注者の留意事項…………… 4	2-3 受注者の留意事項…………… 9
2-4 工事打合せ簿への概算金額の記載について…………… 5	2-4 工事打合せ簿への概算金額の記載について…………… 10
2-5 設計変更を行う場合の具体的な事例と手続き…………… 5	2-5 設計変更を行う場合の具体的な事例と手続き…………… 10
2-5-1 設計図書が互いに一致しない場合（約款第18条第1項第1号）…………… 5	2-5-1 設計図書が互いに一致しない場合（約款第18条第1項第1号）…………… 10
2-5-2 設計図書に誤り又は記入漏れがある場合（約款第18条第1項第2号）…………… 6	2-5-2 設計図書に誤り又は記入漏れがある場合（約款第18条第1項第2号）…………… 11
2-5-3 設計図書の表示が明確でない場合（約款第18条第1項第3号）…………… 7	2-5-3 設計図書の表示が明確でない場合（約款第18条第1項第3号）…………… 12
2-5-4 設計図書と実際の工事現場が一致しない場合（約款第18条第1項第4号）…………… 7	2-5-4 設計図書と実際の工事現場が一致しない場合（約款第18条第1項第4号）…………… 12
2-5-5 予期することのできない特別な状態が生じた場合（約款第18条第1項第5号）…………… 7	2-5-5 予期することのできない特別な状態が生じた場合（約款第18条第1項第5号）…………… 12
2-5-6 発注者が必要と認め、変更する場合（約款第19条）…………… 7	2-5-6 発注者が必要と認め、変更する場合（約款第19条）…………… 13
2-5-7 工事を一時中止する必要がある場合（約款第20条）…………… 8	2-5-7 工事を一時中止する必要がある場合（約款第20条）…………… 13
2-5-8 受注者からの請求により工期を延長する場合（約款第21条）…………… 10	2-5-8 受注者からの請求により工期を延長する場合（約款第22条）…………… 15
2-5-9 発注者の請求により工期を短縮する場合（約款第22条）…………… 10	2-5-9 発注者の請求により工期を短縮する場合（約款第23条）…………… 15
2-5-10 工事施工中に臨機な措置として <u>軽微な設計変更をする</u> 必要がある場合 （約款第26条）…………… 11	2-5-10 工事施工中に臨機な措置として <u>早急な現場対応の</u> 必要がある場合 （約款第27条）…………… 16
2-6 設計変更に伴う照査資料、変更資料…………… 11	2-6 設計変更に伴う照査資料、変更資料…………… 17
2-6-1 「設計図書の照査」の範囲をこえるもの…………… 11	2-6-1 <u>設計変更に関わる資料の作成</u> …………… 17
2-6-2 設計変更に関わる資料の作成…………… 12	2-6-2 <u>「設計図書の照査」の範囲をこえるもの</u> …………… 17
第3章 工事の一時中止	第3章 工事の一時中止
3-1 工事を中止すべき場合…………… 13	3-1 工事を中止すべき場合…………… 19
3-2 工事の一時中止に係る基本的な流れ…………… 14	3-2 工事の一時中止に係る基本的な流れ…………… 20
3-3 中止の指示・通知…………… 15	3-3 中止の指示・通知…………… 21
3-4 基本計画書の作成…………… 15	3-4 基本計画書の作成…………… 21
3-5 工期短縮計画の作成…………… 16	3-5 <u>発注者が受注者に工期短縮を請求した場合（契約約款第23条）</u> …………… 22
3-6 請負代金額又は工期の変更…………… 16	3-6 請負代金額又は工期の変更…………… 23
3-7 <u>増し分</u> 費用の考え方……………	3-7 <u>増加</u> 費用の考え方…………… 23
3-7-1 本工事施工中に中止した場合…………… 17	3-7-1 本工事施工中に中止した場合…………… 23
3-7-2 契約後準備工着手前に中止した場合…………… 24	3-7-2 契約後準備工着手前に中止した場合…………… 32
3-7-3 準備工期間に中止した場合…………… 25	3-7-3 準備工期間に中止した場合…………… 32
3-8 <u>増し分</u> 費用の設計書及び事務処理上の扱い…………… 26	3-8 <u>増加</u> 費用の設計書及び事務処理上の扱い…………… 33

旧	新
千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 平成29年10月1日版	千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 令和2年10月1日版
<p>様式</p> <p>工事の一時中止について（通知）…………… <a href="#">27</a></p> <p>一時中止した工事の再開について（通知）…………… <a href="#">28</a></p> <p>参考資料</p> <p>設計変更に伴う契約変更の取扱いについて…………… <a href="#">29</a></p> <p>条件明示について…………… <a href="#">32</a></p> <p>施工条件明示について…………… <a href="#">36</a></p> <p>工事の一時中止に伴う増加費用等の積算方法について…………… <a href="#">39</a></p>	<p>様式</p> <p>工事の一時中止について（通知）…………… <a href="#">34</a></p> <p>一時中止した工事の再開について（通知）…………… <a href="#">35</a></p> <p>参考資料（国土交通省通知）</p> <p>設計変更に伴う契約変更の取扱いについて…………… <a href="#">36</a></p> <p><u>「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」…………… <a href="#">39</a></u></p> <p>条件明示について…………… <a href="#">40</a></p> <p>施工条件明示について…………… <a href="#">44</a></p> <p>工事の一時中止に伴う増加費用等の積算方法について…………… <a href="#">47</a></p>

旧	新
千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 平成29年10月1日版	千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 令和2年10月1日版
<p><b>第1章 目的</b></p> <p><b>1-1 ガイドラインの目的</b></p> <p>千葉市では、市民生活や経済活動の基盤となる道路、上下水道、河川、公園、学校などの様々な公共施設を整備・維持管理するための工事を毎年数多く実施しています。</p> <p>これらの工事は、個別に設計された極めて多岐にわたる施設を、関係機関との協議を経て、多種多様な現地の自然・環境条件（地形、地質、天候、騒音、振動、交通の確保等）の中で完成させるという特殊性を有しており、当初発注時に予見できない事態が発生し、工事内容の変更（設計変更）や工事の一時中止が避けられない場合があります。</p> <p>本ガイドラインは、千葉市工事請負契約約款、公共工事の品質確保の促進に関する法律の基本理念等を踏まえ、設計変更及び工事の一時中止を行う際に、発注者、受注者双方の契約における責任の所在の明確化及び契約内容の透明性の向上を図り、もって手続きの円滑化、適正化を図ることを目的としています。</p>	<p><b>第1章 目的</b></p> <p><b>1-1 ガイドラインの目的</b></p> <p>千葉市では、市民生活や経済活動の基盤となる道路、上下水道、河川、公園、学校などの様々な公共施設を整備・維持管理するための工事を毎年数多く実施しています。</p> <p>これらの工事は、個別に設計された極めて多岐にわたる施設を、関係機関との協議を経て、多種多様な現地の自然・環境条件（地形、地質、天候、騒音、振動、交通の確保等）の中で完成させるという特殊性を有しており、当初発注時に予見できない事態が発生し、工事内容の変更（設計変更）や工事の一時中止が避けられない場合があります。</p> <p>本ガイドラインは、千葉市工事請負契約約款（以下「約款」という）公共工事の品質確保の促進に関する法律の基本理念等を踏まえ、設計変更及び工事の中止を行う際に、発注者、受注者双方の契約における責任の所在の明確化及び契約内容の透明性の向上を図り、もって手続きの円滑化、適正化を図ることを目的としています。</p> <p><b>1-2 ガイドライン策定・改正の経緯</b></p> <p><u>平成21年4月1日 ガイドライン策定</u>  <u>平成27年4月1日 ガイドライン改正</u>  （主な改正内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「<u>工事施工中に臨機な措置として早急な現場対応をする必要が生じた場合</u>」の条項追加、</li> <li>・<u>受注者の負担である照査費用について明確化</u></li> <li>・<u>一時中止期間中の現場維持等の費用の算定に係る現場経費率算定式等の変更</u></li> </ul> <p><u>平成29年10月1日 ガイドラインの改正</u>  （主な改正内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>目的に品質法理念を追記</u></li> <li>・「<u>受注者からの請求により工期を延長する場合</u>」、「<u>発注者の請求により工期を短縮する場合</u>」、「<u>一時中止後の再開に伴う発注者からの工期短縮協議</u>」の手続きを追記</li> <li>・<u>ICT活用工事の対象工事において、受注者がICT活用工事を希望した場合について追記</u></li> <li>・「<u>工事打合せ簿への概算金額の記載について</u>」を追記</li> <li>・<u>一時中止に伴う工期延期の際の増し分費用について追記</u></li> </ul> <p><u>令和2年10月1日 ガイドライン改正</u>  （主な改正内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>約款改正による条番号の変更</u></li> <li>・<u>受注者の責によらない工期延長に伴う増額費用について追記</u></li> </ul>

旧	新
千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 平成29年10月1日版	千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 令和2年10月1日版
<p><b>第2章 設計変更</b></p> <p>2-1 設計変更の基本事項</p> <p>(1) 定義</p> <p>設計図書の変更（設計変更）とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、受注者に行った工事の変更指示に基づき、発注者が修正することをいいます。</p> <p>契約変更とは、設計変更に伴う請負代金額の変更又は工期の変更の決定に基づき契約の変更を行うことをいいます。（例外として物価の急激な変動等により設計変更を行わずに契約変更する場合等もあります。）</p> <p>(2) 基本原則</p> <p>設計変更に伴う契約変更の範囲としては、次のように規定されています。（「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」（昭和44年3月31日 建設省東地発第31号の2））</p> <p>設計表示単位に満たない設計変更は、契約変更の対象としない。</p> <p>一式工事については、受注者に図面、仕様書又は現場説明において設計条件又は施工方法を明示したものに付き、当該設計条件又は施工方法を変更した場合を除き、原則として、契約変更の対象としない。</p> <p>変更見込金額が請負代金額の<b>30%をこえる</b>工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合を除き、原則として、別途の契約とする。</p>	<p><b>第2章 設計変更</b></p> <p>2-1 設計変更の基本事項</p> <p>(1) 定義</p> <p>設計図書の変更（設計変更）とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、受注者に行った工事の変更指示に基づき、発注者が修正することをいいます。</p> <p>契約変更とは、設計変更に伴う請負代金額の変更又は工期の変更の決定に基づき契約の変更を行うことをいいます。（例外として物価の急激な変動等により設計変更を行わずに契約変更する場合等もあります。）</p> <p><u>設計変更は、発注者と受注者の協議を経て、発注者が受注者に対し書面により通知をしなければ、行うことはできません。受注者は設計変更に係る施工に着手するためには、発注者からの通知を受ける必要があります。</u></p> <p><u>契約変更は、設計変更後速やかに行うことが原則ですが、以下通達に準じ、軽微な設計変更に伴う契約変更は工期末に行うことができるものとします。</u></p> <p><u>「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて（昭和44年3月31日建設省東地発第31号の2）」</u></p> <p><u>設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末に行うことをもって足りるものとする。</u></p> <p>(2) 基本原則</p> <p>設計変更に伴う契約変更の範囲としては、次のように規定されています。</p> <p>（「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」（昭和44年3月31日 建設省東地発第31号の2））</p> <p>設計表示単位に満たない設計変更は、契約変更の対象としない。</p> <p>一式工事については、受注者に図面、仕様書又は現場説明において設計条件又は施工方法を明示したものに付き、当該設計条件又は施工方法を変更した場合を除き、原則として、契約変更の対象としない。</p> <p>変更見込金額が請負代金額の<b>30%をこえる</b>工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合を除き、原則として、別途の契約とする。</p> <p><u>（「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」の運用について（平成10年6月30日建設省厚契発第30号、建設省技調発第145号 建設大臣官房地方厚生課長、建設大臣官房技術調査室長）に準じ、「変更見込金額が請負代金額の30%をこえる工事」とは、「変更累計金額が当初請負金額代金の30%をこえる工事」として運用することとしています。</u></p>

旧	新																																																								
千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 平成29年10月1日版	千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 令和2年10月1日版																																																								
<p><b>(3) 設計変更を行う場合</b>  <u>千葉市建設工事請負契約約款(以下「約款」という。)</u>では、設計変更を行う場合について次のように規定しています。</p> <p style="text-align: center;">表1 主な設計変更を行う場合とその根拠条文</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">設計変更を行う場合</th> <th style="text-align: center;">根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>1</u> 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書(以下「設計図書」という。)が互いに一致しないこと(2-5-1)</td> <td>約款第18条第1項第1号</td> </tr> <tr> <td><u>2</u> 設計図書に誤り又は記入漏れがあること(2-5-2)</td> <td>約款第18条第1項第2号</td> </tr> <tr> <td><u>3</u> 設計図書の表示が明確でないこと(2-5-3)</td> <td>約款第18条第1項第3号</td> </tr> <tr> <td><u>4</u> 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと(2-5-4)</td> <td>約款第18条第1項第4号</td> </tr> <tr> <td><u>5</u> 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状況が生じたこと(2-5-5)</td> <td>約款第18条第1項第5号</td> </tr> <tr> <td><u>6</u> 発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する場合(2-5-6)</td> <td>約款第19条</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>7</u> 工事用地等の確保ができない等のため、又は自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより、受注者が工事を施工できないと認められる(工事を一時中止する必要がある)場合(2-5-7)(第3章)</td> <td>約款第20条第1項</td> </tr> <tr> <td><u>8</u> 受注者からの請求により工期を延長する場合(2-5-8)</td> <td>約款第21条</td> </tr> <tr> <td><u>9</u> 発注者の請求により工期を短縮する場合(2-5-9)</td> <td>約款第22条</td> </tr> <tr> <td><u>10</u> 工事施工中に臨機な措置として軽微な設計変更をする必要が生じた場合(2-5-10)</td> <td>約款第26条</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>上記以外にも約款では、支給材料及び貸与品(約款第15条)設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等(約款第17条)などにおいて設計変更する場合があります。</u></p> <p><u>なお、「ICT活用工事」の対象工事において、受注者がICT活用工事を希望した場合は、「千葉市ICT活用工事実施要領(試行)」により、契約変更を行います。</u></p>	設計変更を行う場合	根拠			<u>1</u> 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書(以下「設計図書」という。)が互いに一致しないこと(2-5-1)	約款第18条第1項第1号	<u>2</u> 設計図書に誤り又は記入漏れがあること(2-5-2)	約款第18条第1項第2号	<u>3</u> 設計図書の表示が明確でないこと(2-5-3)	約款第18条第1項第3号	<u>4</u> 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと(2-5-4)	約款第18条第1項第4号	<u>5</u> 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状況が生じたこと(2-5-5)	約款第18条第1項第5号	<u>6</u> 発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する場合(2-5-6)	約款第19条			<u>7</u> 工事用地等の確保ができない等のため、又は自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより、受注者が工事を施工できないと認められる(工事を一時中止する必要がある)場合(2-5-7)(第3章)	約款第20条第1項	<u>8</u> 受注者からの請求により工期を延長する場合(2-5-8)	約款第21条	<u>9</u> 発注者の請求により工期を短縮する場合(2-5-9)	約款第22条	<u>10</u> 工事施工中に臨機な措置として軽微な設計変更をする必要が生じた場合(2-5-10)	約款第26条	<p><b>(3) 設計変更を行う場合</b>  <u>約款</u>では、設計変更を行う場合について次のように規定しています。</p> <p style="text-align: center;">表1 主な設計変更を行う場合とその根拠条文</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">設計変更を行う場合</th> <th style="text-align: center;">根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1</u> <u>支給材料又は貸与品の変更</u></td> <td><u>約款第15条</u></td> </tr> <tr> <td><u>2</u> <u>設計図書不適合の(施工を監督員の指示など、発注者の責により施工した)場合の改造</u></td> <td><u>約款第17条</u></td> </tr> <tr> <td><u>3</u> 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書(以下「設計図書」という。)が互いに一致しないこと(2-5-1)</td> <td>約款第18条第1項第1号</td> </tr> <tr> <td><u>4</u> 設計図書に誤り又は記入漏れがあること(2-5-2)</td> <td>約款第18条第1項第2号</td> </tr> <tr> <td><u>5</u> 設計図書の表示が明確でないこと(2-5-3)</td> <td>約款第18条第1項第3号</td> </tr> <tr> <td><u>6</u> 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと(2-5-4)</td> <td>約款第18条第1項第4号</td> </tr> <tr> <td><u>7</u> 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状況が生じたこと(2-5-5)</td> <td>約款第18条第1項第5号</td> </tr> <tr> <td><u>8</u> 発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する場合(2-5-6)</td> <td>約款第19条</td> </tr> <tr> <td><u>9</u> <u>受注者が、この契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、発注者に提案した場合。</u> <u>詳細は、千葉市契約後VE方式試行要領(試行)による</u></td> <td><u>約款第19条の2</u></td> </tr> <tr> <td><u>10</u> 工事用地等の確保ができない等のため、又は自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより、受注者が工事を施工できないと認められる(工事を一時中止する必要がある)場合(2-5-7)(第3章)</td> <td>約款第20条第1項</td> </tr> <tr> <td><u>11</u> 受注者からの請求により工期を延長する場合(2-5-8)</td> <td>約款第22条</td> </tr> <tr> <td><u>12</u> 発注者の請求により工期を短縮する場合(2-5-9)</td> <td>約款第23条</td> </tr> <tr> <td><u>13</u> 工事施工中に臨機な措置として軽微な設計変更をする必要が生じた場合(2-5-10)</td> <td>約款第27条</td> </tr> <tr> <td><u>14</u> <u>「ICT活用工事」の対象工事において、受注者がICT活用工事を希望した場合</u></td> <td><u>千葉市ICT活用工事実施要領(試行)</u></td> </tr> </tbody> </table>	設計変更を行う場合	根拠	<u>1</u> <u>支給材料又は貸与品の変更</u>	<u>約款第15条</u>	<u>2</u> <u>設計図書不適合の(施工を監督員の指示など、発注者の責により施工した)場合の改造</u>	<u>約款第17条</u>	<u>3</u> 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書(以下「設計図書」という。)が互いに一致しないこと(2-5-1)	約款第18条第1項第1号	<u>4</u> 設計図書に誤り又は記入漏れがあること(2-5-2)	約款第18条第1項第2号	<u>5</u> 設計図書の表示が明確でないこと(2-5-3)	約款第18条第1項第3号	<u>6</u> 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと(2-5-4)	約款第18条第1項第4号	<u>7</u> 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状況が生じたこと(2-5-5)	約款第18条第1項第5号	<u>8</u> 発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する場合(2-5-6)	約款第19条	<u>9</u> <u>受注者が、この契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、発注者に提案した場合。</u> <u>詳細は、千葉市契約後VE方式試行要領(試行)による</u>	<u>約款第19条の2</u>	<u>10</u> 工事用地等の確保ができない等のため、又は自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより、受注者が工事を施工できないと認められる(工事を一時中止する必要がある)場合(2-5-7)(第3章)	約款第20条第1項	<u>11</u> 受注者からの請求により工期を延長する場合(2-5-8)	約款第22条	<u>12</u> 発注者の請求により工期を短縮する場合(2-5-9)	約款第23条	<u>13</u> 工事施工中に臨機な措置として軽微な設計変更をする必要が生じた場合(2-5-10)	約款第27条	<u>14</u> <u>「ICT活用工事」の対象工事において、受注者がICT活用工事を希望した場合</u>	<u>千葉市ICT活用工事実施要領(試行)</u>
設計変更を行う場合	根拠																																																								
<u>1</u> 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書(以下「設計図書」という。)が互いに一致しないこと(2-5-1)	約款第18条第1項第1号																																																								
<u>2</u> 設計図書に誤り又は記入漏れがあること(2-5-2)	約款第18条第1項第2号																																																								
<u>3</u> 設計図書の表示が明確でないこと(2-5-3)	約款第18条第1項第3号																																																								
<u>4</u> 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと(2-5-4)	約款第18条第1項第4号																																																								
<u>5</u> 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状況が生じたこと(2-5-5)	約款第18条第1項第5号																																																								
<u>6</u> 発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する場合(2-5-6)	約款第19条																																																								
<u>7</u> 工事用地等の確保ができない等のため、又は自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより、受注者が工事を施工できないと認められる(工事を一時中止する必要がある)場合(2-5-7)(第3章)	約款第20条第1項																																																								
<u>8</u> 受注者からの請求により工期を延長する場合(2-5-8)	約款第21条																																																								
<u>9</u> 発注者の請求により工期を短縮する場合(2-5-9)	約款第22条																																																								
<u>10</u> 工事施工中に臨機な措置として軽微な設計変更をする必要が生じた場合(2-5-10)	約款第26条																																																								
設計変更を行う場合	根拠																																																								
<u>1</u> <u>支給材料又は貸与品の変更</u>	<u>約款第15条</u>																																																								
<u>2</u> <u>設計図書不適合の(施工を監督員の指示など、発注者の責により施工した)場合の改造</u>	<u>約款第17条</u>																																																								
<u>3</u> 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書(以下「設計図書」という。)が互いに一致しないこと(2-5-1)	約款第18条第1項第1号																																																								
<u>4</u> 設計図書に誤り又は記入漏れがあること(2-5-2)	約款第18条第1項第2号																																																								
<u>5</u> 設計図書の表示が明確でないこと(2-5-3)	約款第18条第1項第3号																																																								
<u>6</u> 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと(2-5-4)	約款第18条第1項第4号																																																								
<u>7</u> 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状況が生じたこと(2-5-5)	約款第18条第1項第5号																																																								
<u>8</u> 発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する場合(2-5-6)	約款第19条																																																								
<u>9</u> <u>受注者が、この契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、発注者に提案した場合。</u> <u>詳細は、千葉市契約後VE方式試行要領(試行)による</u>	<u>約款第19条の2</u>																																																								
<u>10</u> 工事用地等の確保ができない等のため、又は自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより、受注者が工事を施工できないと認められる(工事を一時中止する必要がある)場合(2-5-7)(第3章)	約款第20条第1項																																																								
<u>11</u> 受注者からの請求により工期を延長する場合(2-5-8)	約款第22条																																																								
<u>12</u> 発注者の請求により工期を短縮する場合(2-5-9)	約款第23条																																																								
<u>13</u> 工事施工中に臨機な措置として軽微な設計変更をする必要が生じた場合(2-5-10)	約款第27条																																																								
<u>14</u> <u>「ICT活用工事」の対象工事において、受注者がICT活用工事を希望した場合</u>	<u>千葉市ICT活用工事実施要領(試行)</u>																																																								

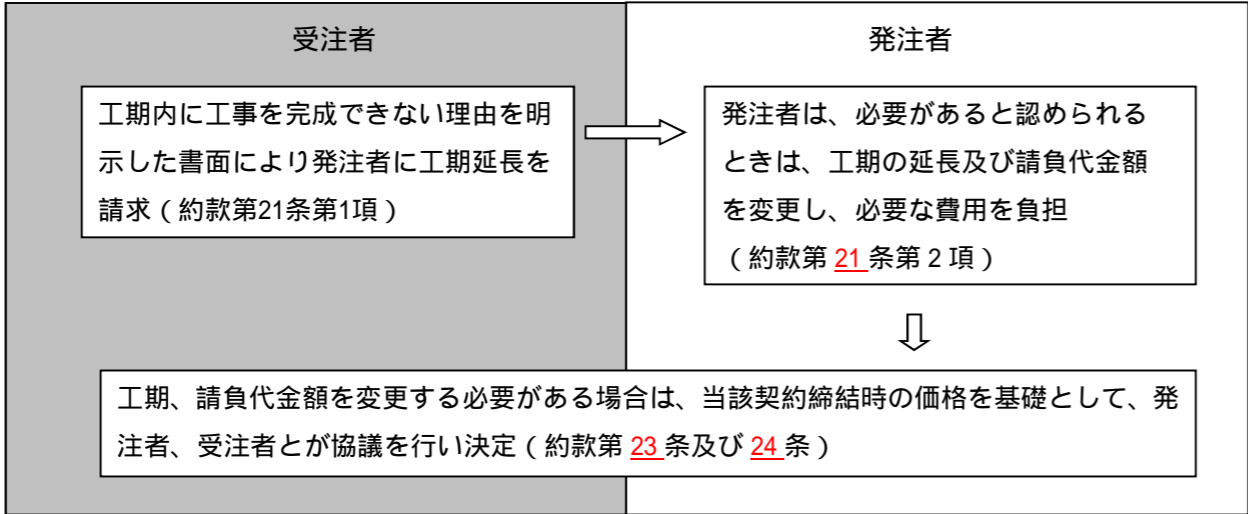
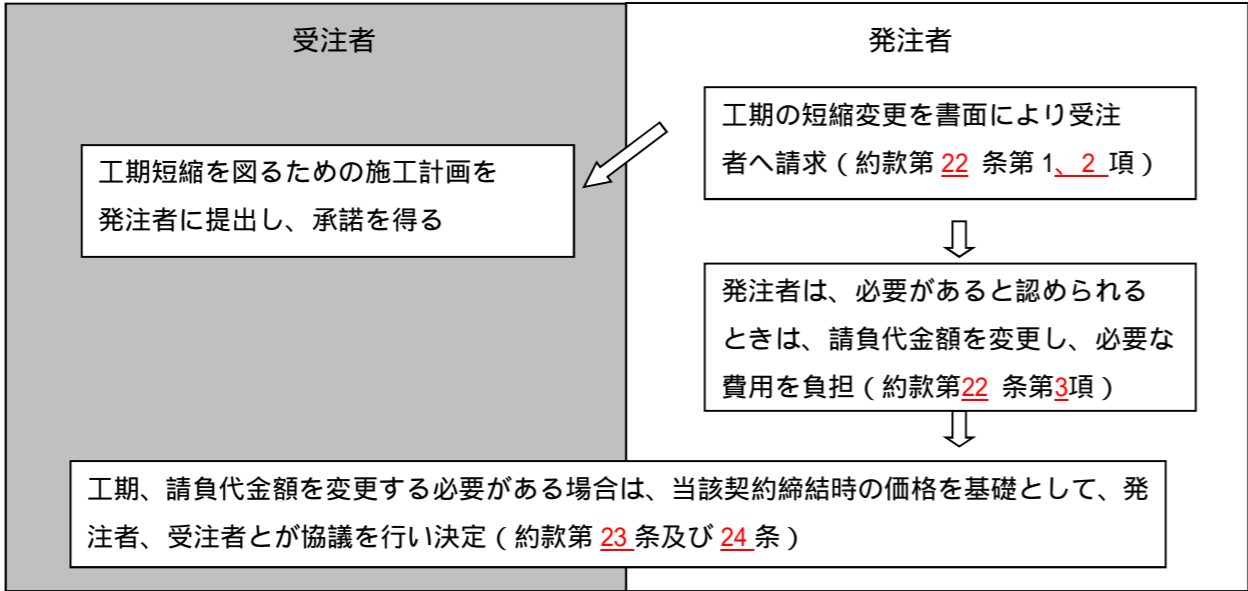
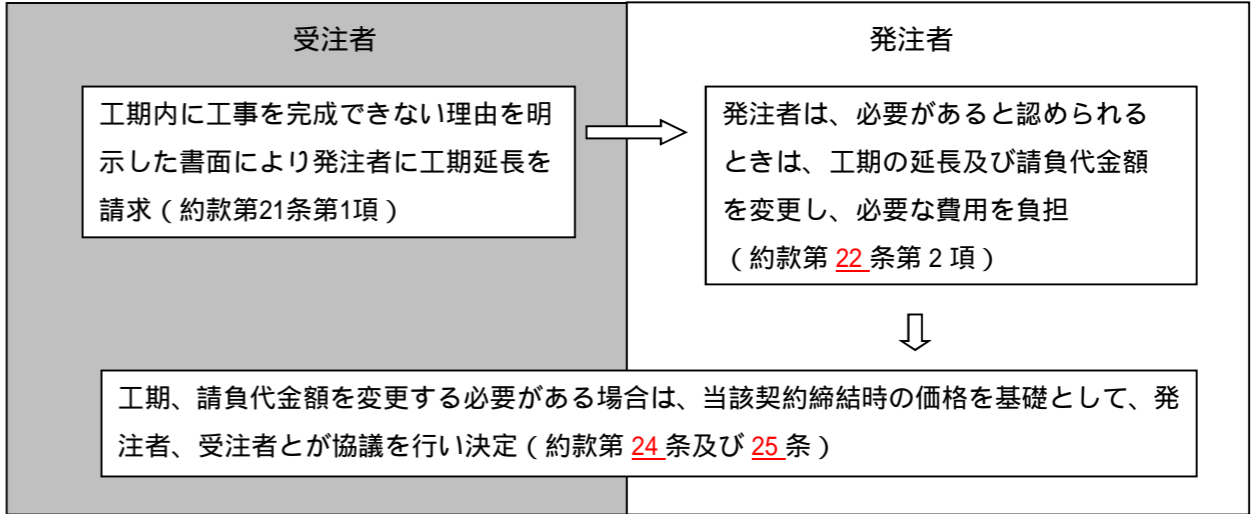
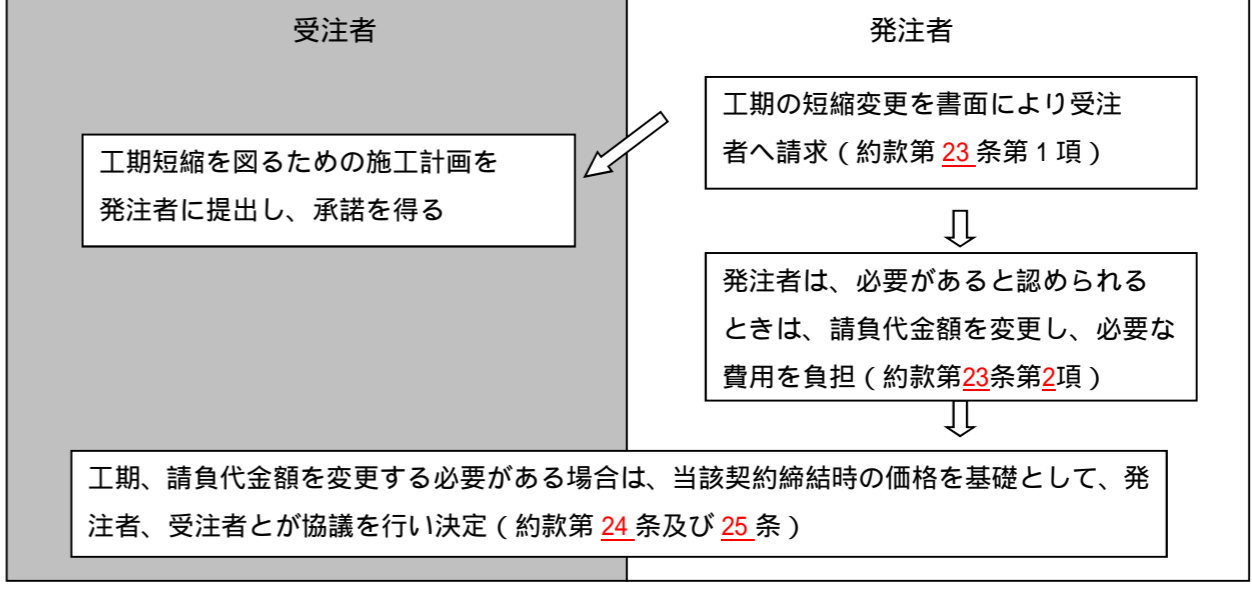
旧	新
千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 平成29年10月1日版	千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 令和2年10月1日版
<p>(4) 設計変更を行えない場合 発注者の指示を受けずに工事内容を変更して施工するなど、正規の手続きを経ていない場合は、設計変更を行うことができません。</p> <p>&lt;設計変更を行えない具体的な事例&gt; 設計図書に条件表示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合</p> <p>発注者が指定していない事項を「承諾」で施工した場合 正式な書面によらない事項（口頭のみ指示・協議等）の場合</p> <p>(5) 指定と任意の運用 ・・・(略)・・・</p> <p>2 - 2 発注者の留意事項</p> <p>請負工事の施工は、設計図書に従い行われるため、発注者は、受注者が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう、<u>設計図書には、必要な施工条件を明示しなければなりません</u>。また、変更の必要がある場合には、<u>受注者に対して書面により指示</u>を行わなければなりません。</p> <p>適切に工事を施工するため、発注者は、次の事項に留意しなければなりません。 工事の施工に係る制約事項については、設計図書において必ず<u>条件を明示する</u>。 （「条件明示について」(平成14年3月28日付け国官技第369号)） （「施工条件明示について」(平成14年5月30日付け国営計第24号)） 設計変更を行う必要が生じた場合など、<u>必要な指示、協議等を書面で行う</u>。 （約款第1条第5項） 受注者から設計図書についての確認の請求があった場合は、受注者の立会いの上、直ちに調査を行う。（約款第18条第2項） <u>設計変更後の契約金額や工期は、受注者と協議の上、決定する</u>。（約款第23条、24条）</p> <p>2 - 3 ~ 2 - 4 ・・・(略)・・・</p>	<p>(4) 設計変更を行えない場合 発注者の指示<u>または、設計図書に条件明示のされた事項において受注者から発注者への協議に対する発注者の承諾</u>を受けずに工事内容を変更して施工するなど、正規の手続きを経ていない場合は、設計変更を行うことができません。 <u>（以降、「発注者の指示または、設計図書に条件明示のされた事項において受注者から発注者への協議に対する発注者の承諾」を「発注者の指示等」といいます。）</u></p> <p>&lt;設計変更を行えない具体的な事例&gt; 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合 <u>設計図書に条件明示のされた事項において</u>、発注者と「協議」をしているが、協議の回答（承諾）がない時点で施工を実施した場合 発注者が指定していない事項を「承諾」で施工した場合 正式な書面によらない事項（口頭のみ<u>発注者の指示等</u>）の場合</p> <p>(5) 指定と任意の運用 ・・・(略)・・・</p> <p>2 - 2 発注者の留意事項</p> <p>請負工事の施工は、設計図書に従い行われるため、発注者は、受注者が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう、<u>設計図書には、必要な施工条件を明示しなければなりません</u>。また、変更の必要がある場合には、<u>受注者に対して書面により指示</u>を行わなければなりません。</p> <p>適切に工事を施工するため、発注者は、次の事項に留意しなければなりません。 工事の施工に係る制約事項については、設計図書において必ず<u>条件を明示する</u>。 （「条件明示について」(平成14年3月28日付け国官技第369号)） （「施工条件明示について」(平成14年5月30日付け国営計第24号)） 設計変更を行う必要が生じた場合など、<u>必要な指示、協議等を書面で行う</u>。 （約款第1条第5項） 受注者から設計図書についての確認の請求があった場合は、受注者の立会いの上、直ちに調査を行う。（約款第18条第2項） <u>設計変更後の契約金額や工期は、受注者と協議の上、決定する</u>。（約款第24条、25条）</p> <p>2 - 3 ~ 2 - 4 ・・・(略)・・・</p>

旧	新
千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 平成29年10月1日版	千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 令和2年10月1日版
<p><b>2 - 5 設計変更を行う場合の具体的な事例と手続き</b></p> <p>工事を実施していく中で、2 - 1 ( 3 ) の表 1 に示した理由により、当初の設計図書どおりに工事を施工できない場合があります。</p> <p>このような場合、工事目的を達成するために設計図書の内容を変更し、それに応じて工期、請負代金額を変更することになります。</p> <p>以下に、設計変更を行う場合の具体的な事例と設計図書、工期、請負代金額の変更を行うまでの手続きをフロー図で示します。</p> <p><b>2 - 5 - 1 設計図書が互いに一致しない場合 ( 約款第 18 条第 1 項第 1 号 )</b></p> <p>( 1 ) 具体的な事例</p> <p>・・・(略)・・・</p> <p>( 2 ) 設計変更を行うまでの手続き</p> <p>設計図書が互いに一致しないことが判明した時点から、設計変更するまでに発注者と受注者が行う手続きを図 1 に示します。</p> <p><b>図 1 設計図書が互いに一致しない場合の手続き ( 2 - 5 - 1 ~ 2 - 5 - 5 共通 )</b></p>  <pre> graph TD     subgraph "受注者"         A[直ちに発注者に通知し、確認を請求 (約款第 18 条第 1 項)]     end     subgraph "発注者"         B[請求内容を確認するため、調査の実施を決定 (約款第 18 条第 2 項)]         C[発注者、受注者立会いの上、調査を実施 (約款第 18 条第 2 項)]         D[受注者の意見を聞いた上で結果を取りまとめ、受注者に通知(約款第 18 条第 3 項)]         E[必要がある場合、発注者が設計図書の訂正または変更 (約款第 18 条第 4 項)]         F[工期、請負代金額を変更する必要がある場合は、当該契約締結時の価格を基礎として、発注者、受注者とが協議を行い決定 (約款第 23 条及び 24 条)]     end     A --&gt; B     B --&gt; C     C --&gt; D     D --&gt; E     E --&gt; F   </pre> <p>2 - 5 - 2 ~ 2 - 5 - 5</p> <p>・・・(略)・・・</p>	<p><b>2 - 5 設計変更を行う場合の具体的な事例と手続き</b></p> <p>工事を実施していく中で、2 - 1 ( 3 ) の表 1 に示した理由により、当初の設計図書どおりに工事を施工できない場合があります。</p> <p>このような場合、工事目的を達成するために設計図書の内容を変更し、それに応じて工期、請負代金額を変更することになります。</p> <p>以下に、設計変更を行う場合の具体的な事例と設計図書、工期、請負代金額の変更を行うまでの手続きをフロー図で示します。</p> <p><b>2 - 5 - 1 設計図書が互いに一致しない場合 ( 約款第 18 条第 1 項第 1 号 )</b></p> <p>( 1 ) 具体的な事例</p> <p>・・・(略)・・・</p> <p>( 2 ) 設計変更を行うまでの手続き</p> <p>設計図書が互いに一致しないことが判明した時点から、設計変更するまでに発注者と受注者が行う手続きを図 1 に示します。</p> <p><b>図 1 設計図書が互いに一致しない場合の手続き ( 2 - 5 - 1 ~ 2 - 5 - 5 共通 )</b></p>  <pre> graph TD     subgraph "受注者"         A[直ちに発注者に通知し、確認を請求 (約款第 18 条第 1 項)]     end     subgraph "発注者"         B[受理]         C[発注者が事実を発見 (約款第 18 条第 2 項)]         D[発注者、受注者立会いの上、調査を実施 (約款第 18 条第 2 項)]         E[受注者の意見を聞いた上で結果を取りまとめ、受注者に通知(約款第 18 条第 3 項)]         F[必要がある場合、発注者が設計図書の訂正または変更 (約款第 18 条第 4 項)]         G[工期、請負代金額を変更する必要がある場合は、当該契約締結時の価格を基礎として、発注者、受注者とが協議を行い決定 (約款第 24 条及び 25 条)]     end     A --&gt; B     A --&gt; C     B --&gt; D     C --&gt; D     D --&gt; E     E --&gt; F     F --&gt; G   </pre> <p>2 - 5 - 2 ~ 2 - 5 - 5</p> <p>・・・(略)・・・</p>



旧	新
<p>千葉県請負工事設計変更等ガイドライン 平成29年10月1日版</p>	<p>千葉県請負工事設計変更等ガイドライン 令和2年10月1日版</p>
<p>2-5-6 発注者が必要と認め、変更する場合（約款第19条）</p> <p>（1）具体的な事例          ……(略)……</p> <p>（2）設計変更を行うまでの手続き</p> <p>図2 発注者の都合により設計変更を行う場合の手続き（2-5-6）</p> <pre> graph TD     subgraph "発注者"         A[設計図書変更の必要があると判断 (約款第19条)] --&gt; B[発注者が設計図書の変更を行い、受注者にその内容を通知(約款第19条)]     end     B --&gt; C[工期、請負代金額を変更する必要がある場合は、当該契約締結時の価格を基礎として、発注者、受注者とが協議を行い決定(約款第23条及び24条)]     </pre> <p>受注者</p>	<p>2-5-6 発注者が必要と認め、変更する場合（約款第19条）</p> <p>（1）具体的な事例          ……(略)……</p> <p>（2）設計変更を行うまでの手続き</p> <p>図2 発注者の都合により設計変更を行う場合の手続き（2-5-6）</p> <pre> graph TD     subgraph "発注者"         A[設計図書変更の必要があると判断 (約款第19条)] --&gt; B[発注者が設計図書の変更を行い、受注者にその内容を通知(約款第19条)]     end     B --&gt; C[工期、請負代金額を変更する必要がある場合は、当該契約締結時の価格を基礎として、発注者、受注者とが協議を行い決定(約款第24条及び25条)]     </pre> <p>受注者</p>
<p>2-5-7 工事を一時中止する必要がある場合（約款第20条）</p> <p>（1）具体的な事例          ……(略)……</p>	<p>2-5-7 工事を一時中止する必要がある場合（約款第20条）</p> <p>（1）具体的な事例          ……(略)……</p>

旧	新																				
千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 平成29年10月1日版	千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 令和2年10月1日版																				
<p data-bbox="341 191 819 226"><b>(2) 設計変更を行うまでの手続き</b></p> <p data-bbox="406 235 1059 270">図3 工事を一時中止する場合の手続き(2-5-7)</p> <table border="1" data-bbox="284 279 1478 1119"> <thead> <tr> <th data-bbox="284 279 878 346">受注者</th> <th data-bbox="878 279 1478 346">発注者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="347 346 816 449">受注者の責に帰すことができないものため、受注者が工事を施工することができない事態が発生(約款第20条第1項)</td> <td data-bbox="934 346 1421 449"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 449 816 695">通知された内容の工事を一時中止</td> <td data-bbox="934 449 1421 695">発注者は、工事を一時中止を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない(約款第20条第1項)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 695 816 978"></td> <td data-bbox="934 695 1421 978">発注者は、必要があると認められるときは、工期又は請負代金額を変更し、必要な費用を負担(約款第20条第3項)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="347 978 1421 1081">工期、請負代金額を変更する必要がある場合は、当該契約締結時の価格を基礎として、発注者、受注者とが協議を行い決定(約款第23条及び24条)</td> </tr> </tbody> </table>	受注者	発注者	受注者の責に帰すことができないものため、受注者が工事を施工することができない事態が発生(約款第20条第1項)		通知された内容の工事を一時中止	発注者は、工事を一時中止を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない(約款第20条第1項)		発注者は、必要があると認められるときは、工期又は請負代金額を変更し、必要な費用を負担(約款第20条第3項)	工期、請負代金額を変更する必要がある場合は、当該契約締結時の価格を基礎として、発注者、受注者とが協議を行い決定(約款第23条及び24条)		<p data-bbox="1573 191 2113 226"><b>(2) 工事を一時中止する場合の手続き</b></p> <p data-bbox="1638 235 2294 270">図3 工事を一時中止する場合の手続き(2-5-7)</p> <table border="1" data-bbox="1516 279 2709 1119"> <thead> <tr> <th data-bbox="1516 279 2110 346">受注者</th> <th data-bbox="2110 279 2709 346">発注者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1578 346 2065 449">受注者の責に帰すことができないものため、受注者が工事を施工することができない事態が発生(約款第20条第1項)</td> <td data-bbox="2169 346 2656 449"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1578 449 2065 695">通知された内容の工事を一時中止</td> <td data-bbox="2169 449 2656 695">発注者は、工事を一時中止を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない(約款第20条第1項)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1578 695 2065 978"></td> <td data-bbox="2169 695 2656 978">発注者は、必要があると認められるときは、工期又は請負代金額を変更し、必要な費用を負担(約款第20条第3項)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1578 978 2656 1081">工期、請負代金額を変更する必要がある場合は、当該契約締結時の価格を基礎として、発注者、受注者とが協議を行い決定(約款第24条及び25条)</td> </tr> </tbody> </table>	受注者	発注者	受注者の責に帰すことができないものため、受注者が工事を施工することができない事態が発生(約款第20条第1項)		通知された内容の工事を一時中止	発注者は、工事を一時中止を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない(約款第20条第1項)		発注者は、必要があると認められるときは、工期又は請負代金額を変更し、必要な費用を負担(約款第20条第3項)	工期、請負代金額を変更する必要がある場合は、当該契約締結時の価格を基礎として、発注者、受注者とが協議を行い決定(約款第24条及び25条)	
受注者	発注者																				
受注者の責に帰すことができないものため、受注者が工事を施工することができない事態が発生(約款第20条第1項)																					
通知された内容の工事を一時中止	発注者は、工事を一時中止を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない(約款第20条第1項)																				
	発注者は、必要があると認められるときは、工期又は請負代金額を変更し、必要な費用を負担(約款第20条第3項)																				
工期、請負代金額を変更する必要がある場合は、当該契約締結時の価格を基礎として、発注者、受注者とが協議を行い決定(約款第23条及び24条)																					
受注者	発注者																				
受注者の責に帰すことができないものため、受注者が工事を施工することができない事態が発生(約款第20条第1項)																					
通知された内容の工事を一時中止	発注者は、工事を一時中止を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない(約款第20条第1項)																				
	発注者は、必要があると認められるときは、工期又は請負代金額を変更し、必要な費用を負担(約款第20条第3項)																				
工期、請負代金額を変更する必要がある場合は、当該契約締結時の価格を基礎として、発注者、受注者とが協議を行い決定(約款第24条及び25条)																					
なお、工事を一時中止に係る手続き等の詳細は、3-2によるものとします。	なお、工事を一時中止に係る手続き等の詳細は、3-2によるものとします。																				
<p data-bbox="305 1220 1279 1255"><b>2-5-8 受注者からの請求により工期を延長する場合(約款第21条)</b></p> <p data-bbox="320 1264 1472 1388">天候の不良や関連工事の調整への協力など、受注者の責めに帰すことができない理由により期限内に工事を完成することができない場合は、受注者は、その理由を示した書面により発注者に工期延長を請求することができます。</p> <p data-bbox="320 1396 1472 1520">発注者は、当該請求について必要があると認められる場合は、工期を延長します。また、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき理由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行います。</p> <p data-bbox="320 1528 596 1564"><b>(1) 具体的な事例</b></p> <p data-bbox="765 1577 997 1612">・・・(略)・・・</p>	<p data-bbox="1534 1220 2510 1255"><b>2-5-8 受注者からの請求により工期を延長する場合(約款第22条)</b></p> <p data-bbox="1549 1264 2700 1388">天候の不良や関連工事の調整への協力など、受注者の責めに帰すことができない理由により期限内に工事を完成することができない場合は、受注者は、その理由を示した書面により発注者に工期延長を請求することができます。</p> <p data-bbox="1549 1396 2700 1520">発注者は、当該請求について必要があると認められる場合は、工期を延長します。また、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき理由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行います。</p> <p data-bbox="1549 1528 1828 1564"><b>(1) 具体的な事例</b></p> <p data-bbox="1997 1577 2228 1612">・・・(略)・・・</p>																				

旧	新
千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 平成29年10月1日版	千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 令和2年10月1日版
<p>(2) 設計変更を行うまでの手続き</p> <p>図4 受注者の請求により工期を延長する場合の手続き(2-5-8)</p>  <p>2-5-9 発注者の請求により工期を短縮する場合(約款第22条)</p> <p>発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を請求することができます。</p> <p>また、発注者は、短縮する工期が通常必要とされる工期に満たない場合等で、必要と認められる場合は、請負代金額を変更しなければなりません。</p> <p>(1) 具体的な事例</p> <p>・・・(略)・・・</p> <p>(2) 設計変更を行うまでの手続き</p> <p>図5 発注者の請求により工期を短縮する場合の手続き(2-5-9)</p> 	<p>(2) 設計変更を行うまでの手続き</p> <p>図4 受注者の請求により工期を延長する場合の手続き(2-5-8)</p>  <p>千葉市土木工事標準積算基準書(以下「積算基準書」という。)の、令和2年10月の改定により、一時中止の有無にかかわらず、受注者の責任がない中で工期を延期した場合(天候要因等の場合)に増加する現場維持等に要する費用の積算方法が整備されています。詳細は3-6 請負代金または工期の変更参照。</p> <p>2-5-9 発注者の請求により工期を短縮する場合(約款第23条)</p> <p>発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を請求することができます。</p> <p>また、発注者は、短縮する工期が通常必要とされる工期に満たない場合等で、必要と認められる場合は、請負代金額を変更しなければなりません。</p> <p>(1) 具体的な事例</p> <p>・・・(略)・・・</p> <p>(2) 設計変更を行うまでの手続き</p> <p>図5 発注者の請求により工期を短縮する場合の手続き(2-5-9)</p> 

旧	新
千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 平成29年10月1日版	千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 令和2年10月1日版
<p>2 - 5 - 10 工事施工中に臨機な措置として<u>軽微な設計変更をする</u>必要が生じた場合 (約款第26条)</p> <p>(1) <u>軽微な設計変更</u>で早急に現場対応が必要となるもの 設計変更は、<u>変更契約締結後に工事着手する</u>ことが原則ですが、<u>変更契約</u>の手続きを行っている<u>と、工事施工に支障をきたす等の事象が発生してしまうものについては</u>、公衆への損害防止等を目的に、約款第26条に基づき<u>受注者と監督員の協議及び同意により、変更契約締結前</u>であっても施工可能です。</p> <p><u>工事打合せ簿により協議及び同意後に現場着手する。</u> <u>軽微な設計変更の範囲は、調整会議(審査会議)で対応可能な変更内容のうち擦付長を延ばす、切下箇所が1箇所増える等変更が僅かなものに限る。</u></p> <p>2 - 6 設計変更に伴う照査資料、変更資料</p> <p><u>2 - 6 - 1 「設計図書の照査」の範囲をこえるもの</u></p> <p>(1) 具体的な事例 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの</p>	<p><u>(3) 工期短縮計画の作成</u> <u>受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行います。協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにします。</u> <u>受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画に則り施工を実施し、発注者と受注者で協議した工程の遵守に努めます。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>工期短縮計画書に記載すべき内容</u> <u>工期短縮に必要なとなる施工計画、安全衛生計画等に関すること</u> <u>短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること</u> <u>工期短縮に伴い、新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載</u></p> </div> <p>2 - 5 - 10 工事施工中に臨機な措置として<u>早急な現場対応</u>が必要が生じた場合 (約款第27条)</p> <p>(1) 早急に現場対応が必要となるもの 設計変更を伴う施工は、<u>打ち合わせ記録簿による発注者の指示等の後に行う</u>ことが原則ですが、<u>これらの</u>手続きを行っている<u>と支障をきたす等の事象が発生してしまうものについては</u>、公衆への損害防止等を目的に、約款第27条に基づき、<u>受注者が監督員への意見を聴いた上で、受注者の判断で施工した場合に、これに要した費用のうち受注者が請負代金額の範囲内で負担することが適当でない</u>と認められる部分については、<u>発注者が負担することとされています。</u> <u>受注者は災害防止等のために必要があると認められるときは、臨機の措置を取らねばならず、必要があると認められるときは、受注者はあらかじめ監督員の意見を聴かねばならない。(この場合は災害防止等のために緊急にとる臨機の措置であることから、書面である必要はない)ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。(契約約款第27条第1項)</u> <u>受注者は、取った措置の内容を、工事打合せ簿により通知しなければならない。(契約約款第27条第1項)</u></p> <p>2 - 6 設計変更に伴う照査資料、変更資料</p> <p><u>2 - 6 - 1 設計変更に関わる資料の作成</u></p> <p>(1) 設計照査に必要な資料作成 受注者は、当初設計に対して約款第18条第1項に該当する事実が発見された場合、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければなりません。よって、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象となりません。</p>

旧	新
千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 平成29年10月1日版	千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 令和2年10月1日版
<p>の            構造物の構造計算書の計算結果が設計図書と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの            基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成            土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成            設計根拠まで遡る設計図書の見直し            舗装修繕工事の縦横断設計（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。ただし、設計図書で縦横断図が示されておらず土木工事共通仕様書第10編 15-4-3 路面切削工、15-4-5 切削オーバーレイ工等に該当し縦横断設計を行うものは設計図書の照査に含まれる）            適正な設計図書に基づく数量の算出及び工事完成図の作成については、受注者の費用負担によるものとなります</p> <p><b>2 - 6 - 2 設計変更に関わる資料の作成</b></p> <p>（1）設計照査に必要な資料作成            受注者は、当初設計に対して約款第18条第1項に該当する事実が発見された場合、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければなりません。よって、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象となりません。</p> <p>（2）設計変更に必要な資料作成            約款第18条第1項に基づき設計変更するために必要な資料を作成する作業は、約款第18条第4項に基づき発注者が行うものですが、受注者に行わせる場合は契約変更の対象となります。</p>	<p>（2）設計変更に必要な資料作成            約款第18条第1項に基づき設計変更するために必要な資料を作成する作業は、約款第18条第4項に基づき発注者が行うものですが、受注者に行わせる場合は契約変更の対象となります。</p> <p><b>2 - 6 - 2 「設計図書の照査」の範囲をこえるもの</b></p> <p>（1）具体的な事例            現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの            現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの            構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの            構造物の構造計算書の計算結果が設計図書と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの            基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成            土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成            設計根拠まで遡る設計図書の見直し            舗装修繕工事の縦横断設計（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。ただし、設計図書で縦横断図が示されておらず土木工事共通仕様書第10編 14-4-3 路面切削工、14-4-5 切削オーバーレイ工等に該当し縦横断設計を行うものは設計図書の照査に含まれる）            適正な設計図書に基づく数量の算出及び工事完成図の作成については、受注者の費用負担によるものとなります</p>

旧

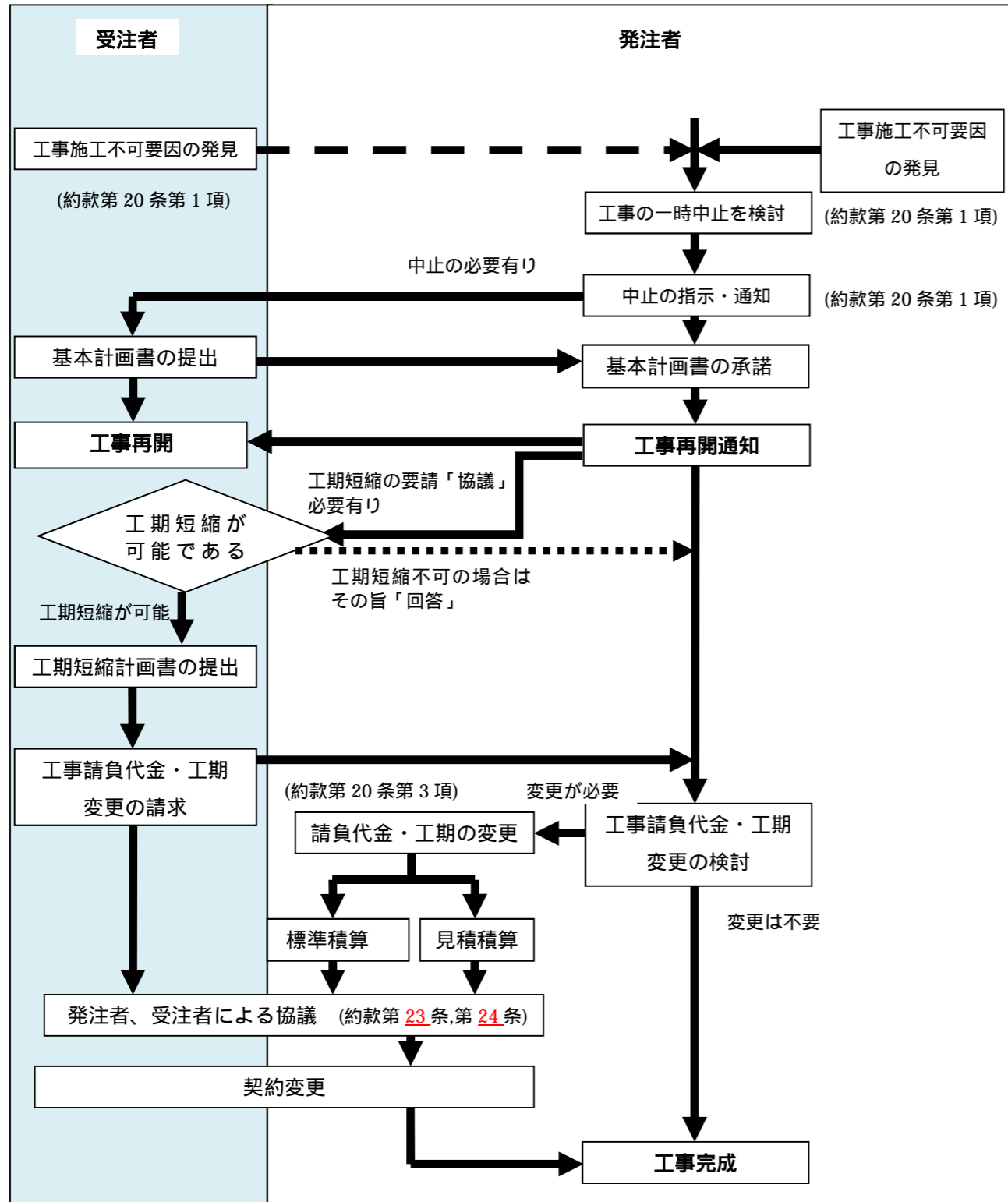
千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 平成29年10月1日版

### 第3章 工事の一時中止

#### 3-1 工事を中止すべき場合

・・・(略)・・・

#### 3-2 工事の一時中止に係る基本的な流れ



新

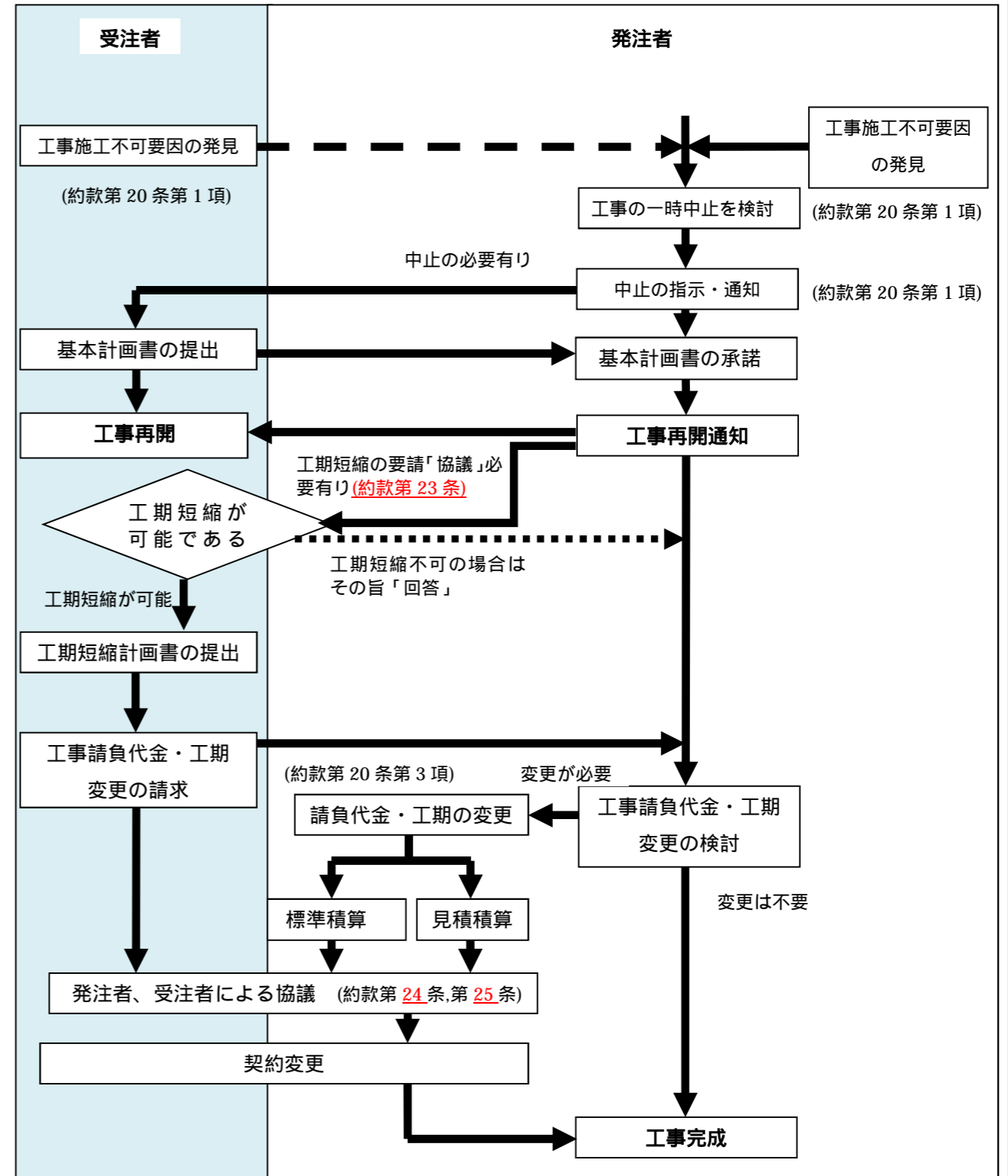
千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 令和2年10月1日版

### 第3章 工事の一時中止

#### 3-1 工事を中止すべき場合

・・・(略)・・・

#### 3-2 工事の一時中止に係る基本的な流れ



旧	新
千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 平成29年10月1日版	千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 令和2年10月1日版
<p data-bbox="409 191 1486 268"><u>千葉市土木工事標準積算基準書(以下「積算基準書」という。)を適用する工事で、中止期間が3ヵ月以下の場合に適用する</u></p> <p data-bbox="284 344 522 380">3 - 3 ~ 3 - 4</p> <p data-bbox="765 415 997 447">・・・(略)・・・</p> <p data-bbox="284 478 736 514">3 - 5 <b>工期短縮計画の作成</b></p> <p data-bbox="284 592 1478 716">発注者は一時中止期間の解除にあたり、供用開始日が決まっている等の理由により工期を延長せず当初工期どおりとする場合など、工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る必要があります。</p> <p data-bbox="284 726 1478 804">受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行います。</p> <p data-bbox="284 814 1478 892">協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにします。</p> <p data-bbox="284 903 1478 980">受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画に則り施工を実施し、発注者と受注者で協議した工程の遵守に努めます。</p> <div data-bbox="296 1024 1466 1262" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="365 1031 819 1062"><b>工期短縮計画書に記載すべき内容</b></p> <p data-bbox="335 1073 1175 1104">工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画等に関すること</p> <p data-bbox="335 1115 937 1146">短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること</p> <p data-bbox="335 1157 1442 1241">工期短縮に伴い、新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載</p> </div>	<p data-bbox="1516 344 1754 380">3 - 3 ~ 3 - 4</p> <p data-bbox="1997 415 2228 447">・・・(略)・・・</p> <p data-bbox="1516 478 2599 514">3 - 5 <b>発注者が受注者に工期短縮を請求した場合(契約約款第23条)</b></p> <p data-bbox="1546 548 1902 579"><b>(1) 工期短縮計画の作成</b></p> <p data-bbox="1516 592 2709 716">発注者は一時中止期間の解除にあたり、供用開始日が決まっている等の理由により工期を延長せず当初工期どおりとする場合など、工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る必要があります。</p> <p data-bbox="1516 726 2709 804">受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行います。</p> <p data-bbox="1516 814 2709 892">協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにします。</p> <p data-bbox="1516 903 2709 980">受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画に則り施工を実施し、発注者と受注者で協議した工程の遵守に努めます。</p> <div data-bbox="1528 1024 2703 1262" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1596 1031 2050 1062"><b>工期短縮計画書に記載すべき内容</b></p> <p data-bbox="1567 1073 2407 1104">工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画等に関すること</p> <p data-bbox="1567 1115 2169 1146">短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること</p> <p data-bbox="1567 1157 2674 1241">工期短縮に伴い、新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載</p> </div> <p data-bbox="1516 1314 2267 1346"><b>(2) 発注者の請求による工期短縮の増加費用の考え方</b></p> <p data-bbox="1516 1356 2110 1388"><b>(当初設計から施工条件の変更がない場合)</b></p> <p data-bbox="1620 1398 2169 1430"><u>工期短縮の要因が発注者に起因するもの</u></p> <ul data-bbox="1605 1451 2407 1482" style="list-style-type: none"> <li>・ <u>工種を追加したが工期延期せず当初工期のままとした場合</u></li> </ul> <p data-bbox="2228 1503 2614 1535">・・・【増加費用を見込む】</p> <p data-bbox="1620 1545 2169 1577"><u>工期短縮の要因が受注者に起因するもの</u></p> <ul data-bbox="1605 1598 2496 1629" style="list-style-type: none"> <li>・ <u>工程の段取りにミスがあり、当初工程を短縮せざるを得ない場合</u></li> </ul> <p data-bbox="2228 1650 2674 1682">・・・【増加費用は見込まない】</p> <p data-bbox="1620 1692 2407 1724"><u>工期短縮の要因が自然条件(災害等含む)に起因するもの</u></p> <ul data-bbox="1605 1734 2709 1818" style="list-style-type: none"> <li>・ <u>想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず工期延期が必要であるが、何らかの事情により、工期延期ができない場合</u></li> <li>・ <u>自然災害で被災を受け、一時作業ができなくなったが、工期延期をせず、当初工期のまま施工する場合</u></li> </ul> <p data-bbox="2199 1923 2585 1955">・・・【増加費用を見込む】</p> <p data-bbox="1561 1965 2709 1997"><u>災害による損害については、工事請負契約書第29条(不可抗力による損害)に基づき</u></p>

旧	新
千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 平成29年10月1日版	千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 令和2年10月1日版
<p data-bbox="281 651 845 693"><b>3 - 6 請負代金額又は工期の変更</b></p> <p data-bbox="311 766 1484 850">発注者は、工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期を変更しなければなりません。（約款第20条第3項）</p> <p data-bbox="311 861 1484 934">中止がごく短期間である場合や中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行うものとします。</p> <p data-bbox="281 1123 905 1165"><b>（1）請負代金額の変更（増し分費用の負担）</b></p> <p data-bbox="311 1176 1484 1249">発注者は、工事の施工を中止させた場合に請負代金額の変更では填補し得ない受注者の増加費用または損害（以下「<b>増し分費用</b>」という。）を負担しなければなりません。</p> <p data-bbox="356 1260 489 1291">増加費用</p> <ul data-bbox="385 1302 1231 1386" style="list-style-type: none"> <li>工事用地等を確保しなかった場合</li> <li>暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの</li> </ul> <p data-bbox="356 1396 430 1428">損害</p> <ul data-bbox="385 1438 905 1522" style="list-style-type: none"> <li>発注者に過失がある場合に生じたもの</li> <li>事情変更により生じたもの</li> </ul> <p data-bbox="281 1617 519 1659"><b>（2）工期の変更</b></p> <p data-bbox="311 1669 1484 1795">工期の変更期間は、原則として、工事を中止した期間とするが、地震、災害等による場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要する場合もあるため、これらの期間を含めて工期延期することも可能です。</p>	<p data-bbox="1558 189 1632 220"><u>対応</u></p> <p data-bbox="1558 273 2122 304"><u>増加費用を見込む場合の主な項目の事例</u></p> <ul data-bbox="1617 315 2700 577" style="list-style-type: none"> <li><u>当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の手間に要する費用。</u></li> <li><u>パーティー数を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用。</u></li> <li><u>その他、必要と思われる費用。</u></li> </ul> <p data-bbox="1558 546 2522 577"><u>増加費用の内訳については、発注者と受注者で協議を行うものとする。</u></p> <p data-bbox="1513 651 2077 693"><b>3 - 6 請負代金額又は工期の変更</b></p> <p data-bbox="1543 766 2715 850">発注者は、工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期を変更しなければなりません。（約款第20条第3項）</p> <p data-bbox="1543 861 2715 934">中止がごく短期間である場合や中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行うものとします。</p> <p data-bbox="1543 945 2715 1071"><u>また、一時中止の有無に係わらず、受注者の責めに帰すことができないものによる請負工事の設計図書の変更に伴う工期の延長においても、増加費用等を発注者が負担できるものとします。以下、工期の延長や一時中止を「工期延長等」といいます。</u></p> <p data-bbox="1513 1123 2107 1165"><b>（1）請負代金額の変更（増加費用の負担）</b></p> <p data-bbox="1543 1176 2715 1249">発注者は、工事の施工を中止させた場合に請負代金額の変更では填補し得ない受注者の増加費用または損害（以下「<b>増加費用</b>」という。）を負担しなければなりません。</p> <p data-bbox="1587 1260 1721 1291">増加費用</p> <ul data-bbox="1617 1302 2463 1386" style="list-style-type: none"> <li>工事用地等を確保しなかった場合</li> <li>暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの</li> </ul> <p data-bbox="1587 1396 1662 1428">損害</p> <ul data-bbox="1617 1438 2136 1522" style="list-style-type: none"> <li>発注者に過失がある場合に生じたもの</li> <li>事情変更により生じたもの</li> </ul> <p data-bbox="1587 1533 2136 1564"><u>増加費用と損害は区別しないものとする</u></p> <p data-bbox="1513 1617 1751 1659"><b>（2）工期の変更</b></p> <p data-bbox="1543 1669 2715 1837">工期の変更期間は、原則として、工事を<b>中止した場合は</b>中止した期間、<b>中止せずに工期延期した場合は天候要因等における当初設計からの増分</b>とするが、地震、災害等による場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要する場合もあるため、これらの期間を含めて工期延期することも可能です。</p>



旧	新
千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 平成29年10月1日版	千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 令和2年10月1日版
<p><b>3 - 7 増し分費用の考え方</b></p> <p>3 - 7 - 1 本工事施工中に<b>中止</b>した場合</p> <p>(1) 増し分費用の適用及び範囲</p> <p>増し分費用の適用</p> <p>増し分費用の適用は、<u>発注者が工事の中止を指示し、それに伴う増し分費用について受注者から請求があった場合に適用します。</u></p> <p>増し分費用の範囲</p> <p>増し分費用として積算する範囲は、<u>工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、中止により工期延期となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用</u>とします。</p> <p>イ 工事現場の維持に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>中止期間中において</u>工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は<b>技術職員</b>を保持するために必要とされる費用等</li> <li>・<u>中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用</u></li> </ul> <p>ロ 工事体制の縮小に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、<b>技術職員</b>の配置転換に要する費用等</li> </ul> <p>ハ 工事の再開準備に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、<b>技術職員</b>の転入に要する費用等</li> </ul> <p>ニ <u>中止により工期延期</u>となる場合の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>工期延期</u>となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等</li> </ul> <p>ホ 工期短縮を行った場合の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等</li> <li>・工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする</li> </ul> <p>(2) <b>増し分費用</b>の算定</p> <p><u>増し分費用</u>の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、<u>必要とされた工事</u></p>	<p><b>3 - 7 増加費用等の考え方</b></p> <p>3 - 7 - 1 本工事施工中に<b>工期延長等</b>した場合</p> <p>(1) <b>増加費用</b>の適用及び範囲</p> <p><b>増加費用</b>の適用</p> <p><b>増加費用</b>の適用は、<u>工期延長等に伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用します。</u></p> <p><b>増加費用</b>の範囲</p> <p><b>増加費用</b>として積算する範囲は、<u>工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、工期延長等となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用</u>とします。</p> <p>イ 工事現場の維持に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>工期延長等に伴い</u>工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は<b>現場常駐の従業員（専門職種を含む。以下同じ。）</b>を保持するために必要とされる費用等。</li> </ul> <p>ロ 工事体制の縮小に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は<b>現場常駐の従業員</b>の配置転換に要する費用等。</li> </ul> <p>ハ 工事の再開準備に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、<b>現場常駐の従業員</b>の転入に要する費用等。</li> </ul> <p>ニ <u>工期延長等</u>となる場合の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>工期延長等</u>となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等。</li> </ul> <p>ホ 工期短縮を行った場合の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等とする。<u>なお、</u>工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。</li> </ul> <p>(2) <b>増加費用</b>の算定</p> <p><b>増加費用</b>の算定は、<u>一時中止に伴い</u>受注者が基本計画書に従って実施した結果、<u>また、</u></p>

現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量などを発注者と受注者が協議して行うものとしします。

増し分費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算するものとしします。

一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理するものとしします。

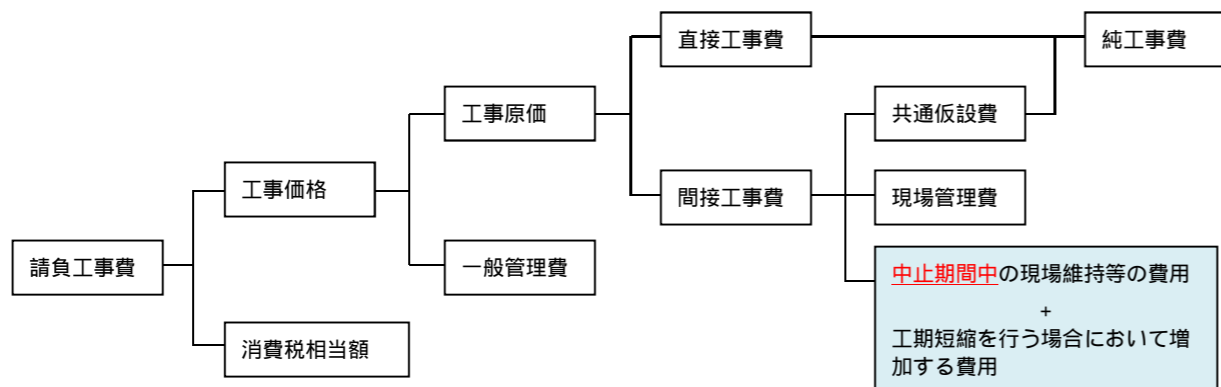
一時中止の有無に係わらず、受注者の責めに帰すことができないものによる工期の延長の結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量などを発注者と受注者が協議して行うものとしします。

増加費用の各構成費目は、原則として、工期延長等期間中に要した費目の内容について積算するものとしします。

工期延長等に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理するものとしします。

(増し分費用の構成)

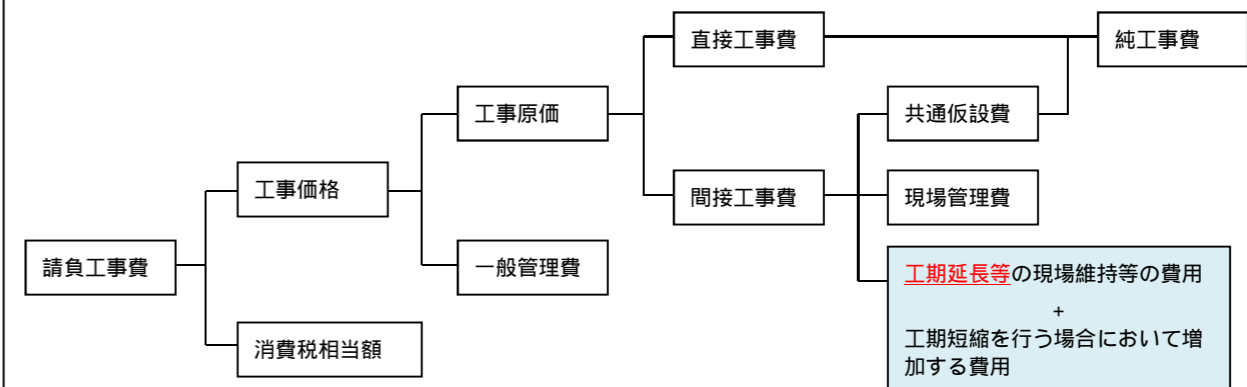
中止期間中の現場維持等に要する費用を工事原価に含め一般管理費等の対象とする



一時中止に伴う本支店における増し分費用を含む

(増加費用の構成)

○工期延長等に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。



工期延長等に伴う本支店における増し分費用を含む

(4) 増し分費用の積算

工事を一時中止した場合の増し分費用の取扱いについては「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算方法について」(平成28年3月14日付け国管技第346号)によることとししますが、千葉市土木工事標準積算基準書(以下「積算基準書」という。)を適用する工事で、中止期間が3ヵ月以下の場合は、以下に示す「標準積算」により増し分費用を算定するものとしします。

増し分費用を標準積算により算定する場合、中止期間中の現場維持等に關する費用として積算する内容は、「積上げ項目」及び「率で計上する項目」の2項目としします。

なお、積算基準書を適用する工事で、中止期間が3ヵ月を超える場合や道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合、または、積算基準書を適用しない工事については、受注者から増し分費用に係る「見積り」を求め、発注者と受注者が協議を行い増し分費用を算定するものとしします。

(3) 増加費用の積算

工事における工期延長等の増加費用の基本的な考え方については「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算方法について」(平成28年3月14日付け国管技第346号)によることとししますが、千葉市土木工事標準積算基準書(以下「積算基準書」という。)を適用する工事で、工期延長等の期間3ヶ月以内の場合は、以下に示す「標準積算」により増加費用を算定するものとしします。

増加費用を標準積算により算定する場合、工期延長等期間中の現場維持等に要する費用として積算する内容は、「積上げ項目」及び「率で計上する項目」の2項目としします。

なお、積算基準書を適用する工事で、工期延長等の期間が3ヵ月を超える場合や道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合、または、積算基準書を適用しない工事など、標準積算により難しい場合は、受注者から増加費用に係る「見積り」を求め、発注者と受注者が協議を行い増加費用を算定するものとしします。

旧	新									
千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 平成29年10月1日版	千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 令和2年10月1日版									
<p><u>積上げ項目（標準積算）</u></p> <p><u>イ 直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用</u></p> <p>・直接工事費に計上された材料(期間要素を考慮した材料)及び仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用</p> <p>・直接工事費(仮設費を含む)及び事業損失防止施設費における項目で現場維持等に要する費用</p> <p><u>率で計上する項目（標準積算）</u></p> <p><u>イ 運搬費の増加費用</u></p> <p>・現場搬入済みの建設機械の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用</p> <p>・大型機械類等の現場内小運搬</p> <p><u>ロ 安全費の増加費用</u></p> <p>・工事現場の維持に関する費用 (保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用)</p> <p><u>ハ 役務費の増加費用</u></p> <p>・仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金</p> <p><u>ニ 営繕費の増加費用</u></p> <p>・現場事務所、労務者宿舎、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用</p> <p><u>ホ 現場管理費の増加費用</u></p> <p>・現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用</p> <p><u>(3) 増し分費用の費目と内容</u></p> <p><u>増し分費用</u>の各費目に係る積算の内容は次のとおりとします。</p> <p><u>現場における増し分費用</u></p> <p>イ 材料費</p> <p>a 材料の保管費用 工事を中止したために、元設計<sup>注1)</sup>の直接工事費に計上されている現場搬入済<sup>注2)</sup>の材料を、発注者が倉庫等(受注者が工事現場に設置したものを除く。)へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料 注1) <u>一時中止命令</u>時点における当該工事の設計書 注2) <u>工事の中止</u>以前に工事現場に到着又は搬送手配済のもの</p> <p>b 他の工事現場へ転用する材料の運搬費 工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費</p> <p>c 直接工事費に計上された材料の損料等</p>	<p><u>増加費用の構成費目</u></p> <p><u>増加費用の構成費目は、次のとおりとする。</u></p> <table border="0"> <tr> <td data-bbox="1587 325 2062 493"> <p>材料費 労務費 水道光熱電力等料金 機械経費 仮設費</p> </td> <td data-bbox="2107 325 2374 493"> <p>材料費 労務費 水道光熱電力等料金 機械経費 仮設費</p> </td> <td data-bbox="2418 325 2656 493"> <p>(元設計における 直接工事費目)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1587 514 2062 913"> <p>現場における 増加費用</p> <p>増加費用</p> <p>本支店における 増加費用</p> </td> <td data-bbox="2107 514 2374 913"> <p>運搬費 準備費 事業損失防止施設費 安全費 役務費 技術管理費 営繕費 労務者輸送費 社員等従業員給料手当 労務管理費 地代 福利厚生費等</p> </td> <td data-bbox="2418 514 2656 913"> <p>(元設計における 間接工事費目)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1587 934 2062 976"> <p>積上げ項目</p> </td> <td data-bbox="2107 934 2374 976"> <p>消費税等相当額</p> </td> <td></td> </tr> </table> <p><u>増加費用の費目と内容</u></p> <p><u>増加費用</u>の各費目に係る積算の内容は次のとおりとします。</p> <p>1)現場における<u>増加費用</u></p> <p>イ 材料費</p> <p>a 材料の保管費用 工事を<u>工期延長等</u>したために、元設計<sup>注1)</sup>の直接工事費に計上されている現場搬入済<sup>注2)</sup>の材料を、発注者が倉庫等(受注者が工事現場に設置したものを除く。)へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料 注1) <u>工期延長等の要因発生</u>時点における当該工事の設計書 注2) <u>工期延長等</u>以前に工事現場に到着又は搬送手配済のもの</p> <p>b 他の工事現場へ転用する材料の運搬費 工事を<u>工期延長等</u>したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費</p> <p>c 直接工事費に計上された材料の損料等</p>	<p>材料費 労務費 水道光熱電力等料金 機械経費 仮設費</p>	<p>材料費 労務費 水道光熱電力等料金 機械経費 仮設費</p>	<p>(元設計における 直接工事費目)</p>	<p>現場における 増加費用</p> <p>増加費用</p> <p>本支店における 増加費用</p>	<p>運搬費 準備費 事業損失防止施設費 安全費 役務費 技術管理費 営繕費 労務者輸送費 社員等従業員給料手当 労務管理費 地代 福利厚生費等</p>	<p>(元設計における 間接工事費目)</p>	<p>積上げ項目</p>	<p>消費税等相当額</p>	
<p>材料費 労務費 水道光熱電力等料金 機械経費 仮設費</p>	<p>材料費 労務費 水道光熱電力等料金 機械経費 仮設費</p>	<p>(元設計における 直接工事費目)</p>								
<p>現場における 増加費用</p> <p>増加費用</p> <p>本支店における 増加費用</p>	<p>運搬費 準備費 事業損失防止施設費 安全費 役務費 技術管理費 営繕費 労務者輸送費 社員等従業員給料手当 労務管理費 地代 福利厚生費等</p>	<p>(元設計における 間接工事費目)</p>								
<p>積上げ項目</p>	<p>消費税等相当額</p>									

旧	新
<p>千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 平成29年10月1日版</p> <p>元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等<sup>注3)</sup>の<b>中止期間に係る</b>損料額及び補修費用</p> <p>注3) 供用されている期間の長さによって積算額が変わるものとして取扱われている材料、機械等</p> <p>□ 労務費</p> <p>a 工事現場の維持等に必要な労務費</p> <p><b>中止後の</b>労務費は、原則として計上しない。</p> <p>ただし、<b>トンネル、潜函等の特殊な工事において</b>必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があるため、発注者、受注者の協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用</p> <p>b 他職種に転用した場合の労務費差額</p> <p>工事現場の保全等のために、発注者、受注者の協議により工事現場に常駐させたトンネル・潜函工などの特殊技能労務者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用</p> <p>八 水道光熱電力料金</p> <p>工事現場に設置済の施設を工事現場の維持等のため、発注者が指示し、あるいは発注者、受注者の協議により<b>中止期間中</b>稼働（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用</p> <p>二 機械経費</p> <p>a 工事現場に存置する機械の費用</p> <p>現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用</p> <p>b 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て・解体費、管理費を含む。）</p> <p>c 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運搬費用</p> <p><b>上</b> 仮設費</p> <p>a 仮設諸機材の損料</p> <p>現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の<b>中止期間</b>に係る損料及び維持補修の増加費用</p> <p>b 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用</p> <p>元設計には計上されていないが、<b>中止</b>に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示し、あるいは発注者、受注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力を含む。）</p> <p>c 工期<b>延期</b>になることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等の要する費用</p> <p><b>ホ</b> 運搬費</p>	<p>千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 令和2年10月1日版</p> <p>元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等<sup>注3)</sup>の<b>工期延長等に伴う</b>損料額及び補修費用</p> <p>注3) 供用されている期間の長さによって積算額が変わるものとして取扱われている材料、機械等</p> <p>□ 労務費</p> <p>a 工事現場の維持等に必要な労務費</p> <p><b>作業を伴わない作業員</b>の労務費は、原則として計上しない。</p> <p>ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があり、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用</p> <p>b 他職種に転用した場合の労務費差額</p> <p>工事現場の保全等のために、発注者、受注者の協議により工事現場に常駐させたトンネル・潜函工などの特殊技能労務者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用</p> <p>八 水道光熱電力等料金</p> <p>工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により<b>工期延長等の要因発生後、再開までの間に</b>稼働（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用</p> <p>二 機械経費</p> <p>a 工事現場に存置する機械の費用</p> <p>現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用</p> <p>工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て、解体費、賃料・損料、管理費を含む。）</p> <p>発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運搬費用</p> <p><b>ホ</b> 仮設費</p> <p>a 仮設諸機材の損料</p> <p>現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の<b>工期延長等</b>に係る損料及び維持補修の増加費用</p> <p>b 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用</p> <p>元設計には計上されていないが、<b>工期延長等</b>に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力を含む。）</p> <p>c 工期<b>延長等</b>となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用</p> <p><b>△</b> 運搬費</p>

旧	新
千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 平成29年10月1日版	千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 令和2年10月1日版
<p>a 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用  <u>中止時点</u>に現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用</p> <p>b 大型機械類等の現場内運搬  元設計に計上した機械類、資材等のうち、<u>工事が中止</u>されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示し、あるいは発注者、受注者の協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用</p> <p>△ 準備費  別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の後かたづけ、再開準備のための諸準備・測量等で、発注者が指示し、あるいは発注者、受注者の協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用</p> <p>チ 事業損失防止施設費  仮設費に準じて積算した費用</p> <p>リ 安全費  a 既存の安全設備に係る費用  <u>中止</u>以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用</p> <p>b 新たな工事現場の維持等に要する安全費  元設計には計上されていないが、<u>中止</u>に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示し、あるいは発注者、受注者の協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）</p> <p>ヌ 役務費  a プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料  元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の<u>中止</u>期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用</p> <p>b 電力・水道等の基本料  元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る<u>中止</u>期間中の基本料</p> <p>ル 技術管理費  原則として<u>増し分</u>費用は計上しないものとする。  ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用</p> <p>ロ 営繕費  <u>中止</u>以前に工事現場に設置済の営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の<u>中止</u>期間に係る維持費・補修</p>	<p>a 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用  <u>工期延長等の要因発生時点</u>に現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用</p> <p>b 大型機械類等の現場内運搬  元設計に計上した機械類、資材等のうち、<u>工期延長等</u>されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用</p> <p>⊃ 準備費  別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡かたづけ、再開準備のための諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用</p> <p>チ 事業損失防止施設費  仮設費に準じて積算した費用</p> <p>リ 安全費  a 既存の安全設備に係る費用  <u>工期延長等の要因発生</u>以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の工期延長等に伴う損料及び維持補修の費用</p> <p>b 新たな工事現場の維持等に要する安全費  元設計には計上されていないが、<u>工期延長等</u>に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）</p> <p>ヌ 役務費  a プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料  元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の<u>工期延長等期間</u>に係る借上げ、解約などに要した増加費用</p> <p>b 電力水道等の基本料  元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る<u>工期延長等</u>期間中の基本料</p> <p>ル 技術管理費  原則として<u>増加</u>費用は計上しないものとする。  ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用</p> <p>ロ 営繕費  <u>工期延長等の要因発生</u>以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の<u>工期延長</u></p>

旧	新
千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 平成29年10月1日版	千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 令和2年10月1日版
<p>費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における<u>中止期間</u>中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用</p> <p>ワ 労務者輸送費 元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において、発注者・受注者の協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用</p> <p>カ 社員等従業員給料手当 <u>中止</u>期間中の工事現場の維持等のために、発注者、受注者の協議により定めた次の費用</p> <p>a 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用</p> <p>b <u>中止</u>時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用</p> <p>c 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、<u>工事現場に常駐する</u>従業員に支給する給料手当の費用</p> <p>d 工期<u>延期</u>になることにより追加で生じる従業員に支給する給料手当の費用</p> <p>コ 労務管理費</p> <p>a 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用 <u>中止</u>によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお専従的に雇用されていた者とは元請会社直備又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。</p> <p>b 解雇・休業手当を払う場合の費用 発注者、受注者の協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認められた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用</p> <p>ク 地代 現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の<u>中止期間中</u>の費用</p> <p>ケ 福利厚生費等 現場管理費の内、現場従業員に係る退職金・法定福利費・福利厚生費・通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の<u>中止</u>期間中の費用</p> <p>___ 本支店における<u>増し分</u>費用 中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用</p>	<p><u>等</u>期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における<u>工期延長等</u>期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用</p> <p>ワ 労務者輸送費 元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用</p> <p>カ 社員等従業員給料手当 <u>工期延長等</u>期間中<u>等</u>の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用</p> <p>a 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用</p> <p>b <u>工期延長等の要因発生</u>時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用</p> <p>c 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、<u>現場常駐</u>の従業員に支給する給料手当の費用</p> <p>d 工期<u>延長等</u>になることにより追加で生じる<u>現場常駐</u>の従業員に支給する給料手当の費用</p> <p>コ 労務管理費</p> <p>a 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用 <u>工期延長等</u>によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直備又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。</p> <p>b 解雇・休業手当を払う場合の費用 発注者、受注者の協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認められた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用</p> <p>ク 地代 現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の<u>工期延長等</u>期間中の費用</p> <p>ケ 福利厚生費等 現場管理費の内、現場常駐の従業員に係る退職金・法定福利費・福利厚生費・通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の<u>工期延長等</u>期間中の費用</p> <p>2) 本支店における<u>増加</u>費用 中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用</p>

旧	新
千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 平成29年10月1日版	千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 令和2年10月1日版
<p>— 消費税相当額 現場及び本支店における増し分費用に係る消費税に相当する費用</p> <p>— 増し分費用の算定方法（標準積算） 増し分費用は、原則として工事目的物又は仮設に係る<u>工事の施工着手後を対象<sup>注)</sup></u>に算定し、標準積算の場合の算定方法は下記のとおりとします。</p> <p>注) 増し分費用の算定(請負代金額の変更)は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増し分費用に関するトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示(用地確保の状況、関係機関との協議状況など工事着手に関する条件)を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。</p> <p><u>中止期間中</u>の現場維持等の費用(G)  <math>G = dg \times J +</math>  G : <u>中止期間中</u>の現場維持等の費用(単位円 1,000円未満切り捨て)  dg : <u>一時中止</u>に係る現場経費率(単位 % 少数第4位四捨五入3位止め)  J : 対象額(<u>一時中止</u>時点の契約上の純工事費)(単位円 1,000円未満切り捨て)  : 積上げ費用(単位円 1,000円未満切り捨て)</p> <p><u>一時中止に係る</u>現場経費率(dg)  <math>dg = A\{(J/(a \times J^b + N))^b - (J/(a \times J^b))^b\} + (N \times R \times 100) / J</math></p> <p>J : 対象額(<u>一時中止</u>時点の契約上の純工事費)(単位円 1,000円未満切り捨て)  N : <u>一時中止</u>日数(日)ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期<u>延期</u>日数  A・B・a・b : 工種毎に決まる係数(別表-1)  R : 公共工事設計労務単価</p>	<p>3) 消費税相当額 現場及び本支店における<u>増加</u>費用に係る消費税に相当する費用</p> <p><u>(4) 増加費用の算定方法（標準積算）</u>  <u>増加</u>費用は、原則として工事目的物又は仮設に係る<u>工事の施工着手後を対象<sup>注)</sup></u>に算定し、標準積算の場合の算定方法は下記のとおりとします。</p> <p>注) <u>増加</u>費用の算定(請負代金額の変更)は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増し分費用に関するトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示(用地確保の状況、関係機関との協議状況など工事着手に関する条件)を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。</p> <p><u>工期延長等</u>に伴う現場維持等の費用(G)  <math>G = dg \times J +</math>  G : <u>工期延長等に伴う</u>現場維持等の費用(単位円 1,000円未満切り捨て)  dg : <u>工期延長等</u>に係る現場経費率(単位 % 少数第4位四捨五入3位止め)  <u>(前記(3)増加費用の積算 増加費用の構成費目に示す率項目)</u>  J : 対象額(<u>工期延長等</u>時点の契約上の<u>現場管理費対象純工事費</u>)(単位円 1,000円未満切り捨て)  : 積上げ費用(単位円 1,000円未満切り捨て)  <u>(前記(3)増加費用の積算 増加費用の構成費目に示す積上げ項目)</u></p> <p><u>工期延長等に伴い増加する</u>現場経費率(dg)  <math>dg = A\{(J/(a \times J^b + N))^b - (J/(a \times J^b))^b\} + (N \times R \times 100) / J</math>  <u>dg : 工期延長等に伴い増加する現場経費率( % 少数第4位四捨五入3位止め)</u>  <u>(前記(3)増加費用の積算 増加費用の構成費目に示す率項目)</u>  J : 対象額(<u>工期延長等</u>時点の契約上の<u>現場管理費対象純工事費</u>)(単位円 1,000円未満切り捨て)  N : <u>工期延長等</u>日数<u>(受注者の責めに帰す場合は除く)</u>(日)ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期<u>延長等</u>日数  R : 公共工事設計労務単価 <u>(土木一般世話役)</u>  A・B・a・b : <u>各</u>工種毎に決まる係数(別表-1)</p>

旧

千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 平成29年10月1日版

別表 - 1

工種区分	係数A			係数B	係数a	係数b
	地方部(一般交通等の影響なし)	地方部(一般交通等の影響有)山間僻地離島	市街地(DID地区・準ずる地区)			
河川工事	739.2	781.0	807.6	-0.2636	0.3687	0.3311
河川・道路構造物工事	180.4	190.6	197.2	-0.1562	0.8251	0.3075
海岸工事	105.5	111.4	115.2	-0.1120	1.6285	0.2498
道路改良工事	339.5	358.7	370.9	-0.1935	0.4461	0.3348
鋼橋架設工事	550.3	581.5	601.3	-0.2612	0.0717	0.4607
PC橋工事	476.3	503.2	520.4	-0.2330	0.8742	0.3058
橋梁保全工事	180.4	190.6	197.2	-0.1562	0.8251	0.3075
舗装工事	453.4	479.0	495.4	-0.2108	0.0761	0.4226
共同溝等工事(1)	209.6	221.5	229.1	-0.1448	0.1592	0.4058
共同溝等工事(2)	154.8	163.6	169.1	-0.1153	0.3726	0.3559
トンネル工事	293.8	310.3	321.0	-0.1718	0.0973	0.4252
砂防・地すべり等工事	151.0	159.5	164.9	-0.1379	0.4267	0.3357
道路維持工事	96.0	101.4	104.9	-0.0926	0.1699	0.3933
河川維持工事	439.2	464.0	479.9	-0.2138	0.0144	0.5544
下水道工事(1)	437.5	462.4	478.1	-0.2054	0.0812	0.4356
下水道工事(2)	135.2	142.9	147.8	-0.1089	0.2598	0.3771
下水道工事(3)	106.4	112.6	116.3	-0.1078	0.5988	0.3258
公園工事	244.3	258.1	267.0	-0.1733	0.2026	0.3740
コンクリートダム工事	351.8	371.8	384.5	-0.1793	11.6225	0.1998
フィルダム工事	508.1	536.9	555.1	-0.2055	0.0617	0.4440
電線共同溝工事	256.9	271.4	280.8	-0.1615	8.1264	0.1740

3 - 7 - 2 契約後準備工着手前に中止した場合

- (1) ~ (2) . . . (略) . . .
- (3) **増し分費用**  
一時中止に伴う増し分費用は計上しません。

3 - 7 - 3 準備工期間に中止した場合

- (1) ~ (2) . . . (略) . . .
- (3) **増し分費用**
- ・増し分費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用します。
  - ・増し分費用は、安全費(工事看板の損料)、営繕費(現場事務所の維持費、土地の借地料)及び現場管理費(監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当)等が想定されます。

新

千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 令和2年10月1日版

別表 - 1

工種区分	係数A							係数B							係数a	係数b
	一般交通影響無し	大都市(1)	大都市(2)	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)	山間僻地及び離島	一般交通影響無し	大都市(1)	大都市(2)	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)	山間僻地及び離島		
河川工事	1901.4	-	-	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	-0.3284	-	-	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	13.3939	0.1615
河川・道路構造物工事	410.4	-	-	453.5	452.4	452.4	413.5	-0.2019	-	-	-0.2004	-0.2012	-0.2012	-0.1994	1.0955	0.3057
海岸工事	521.4	-	-	550.7	561.8	561.8	488.2	-0.2306	-	-	-0.2255	-0.2280	-0.2280	-0.2224	4.2009	0.2226
道路改良工事	78.9	-	-	87.2	87.0	87.0	79.4	-0.0714	-	-	-0.0698	-0.0706	-0.0706	-0.0688	2.4722	0.2611
鋼橋架設工事	4760.3	-	5819.2	5307.1	5271.4	5307.1	4867.7	-0.3805	-	-0.3793	-0.3796	-0.3801	-0.3796	-0.3791	8.9650	0.2036
PC橋工事	1238.0	-	-	1436.8	1399.1	1399.1	1351.0	-0.2884	-	-	-0.2907	-0.2895	-0.2895	-0.2821	0.5348	0.3994
橋梁保全工事	3338.5	-	-	3979.5	3855.9	4318.8	3764.5	-0.3455	-	-	-0.3485	-0.3470	-0.3483	-0.3504	1.6260	0.2838
舗装工事	923.0	1754.5	1331.5	1162.5	1087.6	1254.4	1148.1	-0.2725	-0.3002	-0.2837	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	0.7817	0.3147
共同溝等工事(1)	213.2	-	-	247.5	241.0	241.0	232.8	-0.1455	-	-	-0.1480	-0.1468	-0.1468	-0.1496	0.4878	0.3598
共同溝等工事(2)	314.1	-	-	363.9	354.7	354.7	341.7	-0.1833	-	-	-0.1852	-0.1843	-0.1843	-0.1865	0.0142	0.5939
トンネル工事	1070.6	-	-	1331.2	1253.2	1253.2	1306.0	-0.2619	-	-	-0.2685	-0.2652	-0.2652	-0.2726	0.1118	0.4194
砂防・地すべり等工事	275.1	-	-	288.4	295.3	295.3	254.5	-0.1797	-	-	-0.1738	-0.1767	-0.1767	-0.1700	0.1422	0.4132
道路維持工事	308.5	362.0	363.4	333.4	333.6	363.7	302.7	-0.1653	-0.1588	-0.1628	-0.1634	-0.1643	-0.1636	-0.1623	1.6840	0.2898
河川維持工事	635.1	-	-	697.2	697.9	697.9	633.0	-0.2406	-	-	-0.2391	-0.2399	-0.2399	-0.2381	8.0310	0.2114
下水道工事(1)	103.2	-	133.3	119.9	116.7	116.7	112.6	-0.0941	-	-0.0975	-0.0966	-0.0954	-0.0954	-0.0981	0.5192	0.3472
下水道工事(2)	282.4	-	333.1	306.7	308.7	308.7	276.7	-0.1811	-	-0.1770	-0.1781	-0.1796	-0.1796	-0.1763	1.1316	0.3060
下水道工事(3)	366.6	-	-	422.5	412.8	412.8	395.6	-0.1891	-	-	-0.1916	-0.1904	-0.1904	-0.1932	2.7078	0.2589
公園工事	648.6	-	-	715.1	711.5	711.5	654.3	-0.2235	-	-	-0.2223	-0.2232	-0.2232	-0.2225	13.5714	0.1739
コンクリートダム工事	84.6	-	-	99.0	96.0	96.0	83.6	-0.0617	-	-	-0.0644	-0.0630	-0.0630	-0.0661	0.2288	0.3812
フィルダム工事	91.3	-	-	105.4	102.9	102.9	98.8	-0.0673	-	-	-0.0693	-0.0683	-0.0683	-0.0705	0.1633	0.3863
電線共同溝工事	266.2	323.7	320.4	293.4	293.1	320.0	267.2	-0.1540	-0.1467	-0.1510	-0.1518	-0.1529	-0.1520	-0.1504	0.0035	0.6165
情報ボックス工事	1338.5	-	-	1523.7	1498.7	1498.7	1413.4	-0.2880	-	-	-0.2881	-0.2881	-0.2881	-0.2881	3.6607	0.2249

3 - 7 - 2 契約後準備工着手前に中止した場合

- (1) ~ (2) . . . (略) . . .
- (3) **増加費用**  
一時中止に伴う増し分費用は計上しません。

3 - 7 - 3 準備工期間に中止した場合

- (1) ~ (2) . . . (略) . . .
- (3) **増加費用**
- ・増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用します。
  - ・増加費用は、安全費(工事看板の損料)、営繕費(現場事務所の維持費、土地の借地料)及び現場管理費(監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当)等が想定されます。



旧	新
千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 平成29年10月1日版	千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 令和2年10月1日版
<p>・ <b>増し分</b>費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など発注者・受注者が協議して決定します。(積算は請負者から見積を求め行います。)</p> <p><b>3 - 8 増し分</b>費用の設計書及び事務処理上の扱い</p> <p>(1) <b>増し分</b>費用の設計書における取り扱い  <b>増し分</b>費用は、中止した工事の設計書の中に「<b>中止期間中の</b>現場維持等の費用」として原契約の請負工事費とは別計上するものとします。  ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と<b>増し分</b>費用の合算額を請負工事費とみなします。</p> <p>(2) <b>増し分</b>費用の事務処理上の取扱い  <b>増し分</b>費用は、<u>受注者からの請求があった場合に負担します。</u>  <b>増し分</b>費用の積算は、<u>工事再開後速やかに発注者と受注者が協議して行うもの</u>とします。</p>	<p>等が想定されます。</p> <p>・ <b>増加</b>費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など発注者・受注者が協議して決定します。(積算は請負者から見積を求め行います。)</p> <p><b>3 - 8 増加</b>費用の設計書及び事務処理上の扱い</p> <p>(1) <b>増加</b>費用の設計書における取り扱い  <b>増加</b>費用は、<b>工期延長等</b>した工事の設計書の中に「<b>工期延長等に伴う</b>現場維持等の費用」として原契約の請負工事費とは別計上するものとします。  ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と<b>増加</b>費用の合算額を請負工事費とみなします。</p> <p>(2) <b>増加</b>費用の事務処理上の取扱い  <b>増加</b>費用は、<u>受注者からの請求があった場合に負担します。</u>  <b>増加</b>費用の積算は、<u>一時中止の場合は工事再開後、工期延期の場合は受注者からの請求後、速やかに発注者と受注者が協議して行うもの</u>とします。</p>

旧	新
千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 平成29年10月1日版	千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 令和2年10月1日版
<div data-bbox="296 199 474 283" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">様式</div> <p>様式 1</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(受注者名) 様</p> <p style="text-align: right;">千葉市長 印</p> <p style="text-align: center;">工事の一時中止について(通知)</p> <p>標記について、千葉市工事請負契約約款第20条第1項及び第2項に基づき、下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 工事名</p> <p>2 一時中止開始日 年 月 日</p> <p>3 一時中止理由</p> <p>4 一時中止内容</p> <p>5 一時中止予定期間 日間</p> <p>6 工事再開については、別途通知する。</p> <p>7 その他 工事現場を適正に維持管理するために必要な管理体制を網羅した「基本計画書」を速やかに提出すること</p>	<p style="text-align: center;"><b>様式</b></p> <p>様式 1 工事の一時中止について(通知)</p> <p>様式 1</p> <p style="text-align: right;">00千 第 号 年 月 日</p> <p>(受注者名) 様</p> <p style="text-align: right;">千葉市長 印</p> <p style="text-align: center;">工事の一時中止について(通知)</p> <p>標記について、千葉市工事請負契約約款第20条第1項に基づき、下記のとおり通知します。 <u>(または、第20条第2項に基づき)</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 工事名</p> <p>2 一時中止開始日 年 月 日</p> <p>3 一時中止理由</p> <p>4 一時中止内容</p> <p>5 一時中止予定期間 日間</p> <p>6 工事再開については、別途通知する。</p> <p>7 その他 工事現場を適正に維持管理するために必要な管理体制を網羅した「基本計画書」を速やかに提出すること</p>

旧	新
千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 平成29年10月1日版	千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 令和2年10月1日版
<p>様式 2</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(受注者名) 様</p> <p style="text-align: right;">千葉市長 印</p> <p style="text-align: center;">一時中止した工事の再開について(通知)</p> <p>標記について、千葉市工事請負契約約款第20条第1項及び第2項に基づき中止した工事の再開について、下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 工事名</p> <p>2 工事再開日 年 月 日</p> <p>3 工事再開内容</p>	<p>様式 2 一時中止した工事の再開について(通知)</p> <p style="text-align: right;">00千 第 号 年 月 日</p> <p>(受注者名) 様</p> <p style="text-align: right;">千葉市長 印</p> <p style="text-align: center;">一時中止した工事の再開について(通知)</p> <p>標記について、千葉市工事請負契約約款第20条第1項に基づき中止した工事の再開について、下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;"><u>(または、第20条第2項に基づき)</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 工事名</p> <p>2 工事再開日 年 月 日</p> <p>3 工事再開内容</p>

旧	新
千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 平成29年10月1日版	千葉市請負工事設計変更等ガイドライン 令和2年10月1日版
<div data-bbox="296 210 489 304" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">参考資料</div> <p data-bbox="430 325 994 409">設計変更に伴う契約変更の取扱いについて ・・・(略)・・・</p> <p data-bbox="430 1134 994 1218">条件明示について ・・・(略)・・・</p> <p data-bbox="430 1228 994 1312">施工条件明示について ・・・(略)・・・</p> <p data-bbox="430 1323 1172 1407">工事の一時中止に伴う増加費用等の積算方法について ・・・(略)・・・</p>	<p data-bbox="1543 210 2062 262"><b>参考資料（国土交通省通知）</b></p> <p data-bbox="1513 283 2092 325">設計変更に伴う契約変更の取扱いについて</p> <p data-bbox="1513 325 2389 367"><u>「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」の運用について</u></p> <p data-bbox="1587 430 2597 483"><u>「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」の運用について</u></p> <p data-bbox="2062 504 2730 630">平成10年6月30日 建設省厚契発第30号、建設省技調発第145号 建設大臣官房地方厚生課長、建設大臣官房技術調査室長から関東地方建設局企画部長あて</p> <p data-bbox="1513 682 2730 808"><u>設計変更に伴う契約変更の取扱いについては、昭和44年3月31日付建設省東地厚発第31号又は第31号の2により回答又は通知しているところであるが、その運用にあたっては、下記事項に十分留意の上、措置されたい。</u></p> <p data-bbox="2092 861 2136 903" style="text-align: center;">記</p> <p data-bbox="1513 955 2730 1081"><u>「変更見込金額が請負代金額の30%を超える工事は、現に施行中の工事と分離し手施工することが著しく困難なものを除き、原則として、別途の契約とするものとする。」としているが、ここでいう変更見込金額は変更累計金額とし、請負代金額は当初請負代金額として運用することとしている。</u></p> <p data-bbox="1513 1134 2240 1218">条件明示について ・・・(略)・・・</p> <p data-bbox="1513 1228 2240 1312">施工条件明示について ・・・(略)・・・</p> <p data-bbox="1513 1323 2240 1407">工事の一時中止に伴う増加費用等の積算方法について ・・・(略)・・・</p>